

平成19年第2回定例会

富良野市議会会議録

平成19年6月11日(月曜日)午前10時01分開議

議事日程(第2号)

日程第1 市政に関する一般質問

- | | |
|-------|----------------------------------------------------------------------------|
| 宮田均君 | 1. 中心市街地活性化について
2. 地域高規格道路旭川十勝道路について
3. ワインぶどう祭りについて
4. 子育て支援について |
| 天日公子君 | 1. 富良野市まちをきれいにする条例の運用経過について
2. 野外焼却について |
| 岡野孝則君 | 1. 農村観光都市形成について
2. 雇用対策について |
| 覚幸伸夫君 | 1. 東西アクセス道路について
2. 森林整備の拡大について
3. 老人福祉施設について
4. 火葬場の新設について |
| 広瀬寛人君 | 1. 夏期観光シーズンの駅前対策について
2. バランスシート改革について |

出席議員(18名)

- | | |
|----------------|-------------------|
| 議長 18番 北 猛 俊 君 | 副議長 17番 日 里 雅 至 君 |
| 1番 佐々木 優 君 | 2番 宮 田 均 君 |
| 3番 広 瀬 寛 人 君 | 4番 大 栗 民 江 君 |
| 5番 千 葉 健 一 君 | 6番 今 利 一 君 |
| 7番 横 山 久仁雄 君 | 8番 岡 本 俊 君 |
| 9番 穴 戸 義 美 君 | 10番 大 橋 秀 行 君 |
| 11番 覚 幸 伸 夫 君 | 12番 天 日 公 子 君 |
| 13番 東海林 孝 司 君 | 14番 岡 野 孝 則 君 |
| 15番 菊 地 敏 紀 君 | 16番 東海林 剛 君 |

欠席議員(0名)

説明員

- | | |
|------------------|--------------|
| 市長 能 登 芳 昭 君 | 副市長 石 井 隆 君 |
| 総務部長 下 口 信 彦 君 | 市民部長 大 西 仁 君 |
| 保健福祉部長 高 野 知 一 君 | 経済部長 石 田 博 君 |

建設水道部長 里 博 美 君
 商工観光室長 高 山 和 也 君
 総務課長 松 本 博 明 君
 企画振興課長 岩 鼻 勉 君
 教育委員会長 宇佐見 正 光 君
 農業委員会長 大 西 克 男 君
 監査委員局長 中 村 勇 君
 公平委員会長 中 村 勇 君
 選挙管理委員会長 藤 原 良 一 君

事務局出席職員

事務局長 大 畑 一 君
 書記 日 向 稔 君
 書記 渡 辺 希 美 君

看護専門学校長 登 尾 公 子 君
 中心街整備推進室長 細 川 一 美 君
 財政課長 鎌 田 忠 男 君
 教育委員会長 齊 藤 亮 三 君
 教育委員会長 杉 浦 重 信 君
 監査委員 松 浦 惺 君
 公平委員会長 島 強 君
 選挙管理委員会長 藤 田 稔 君

書記 鵜 飼 祐 治 君
 書記 大 津 諭 君

午前10時01分 開議
(出席議員数18名)

開 議 宣 告

議長(北猛俊君) これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長(北猛俊君) 本日の会議録署名議員には、

宮 田 均 君
東海林 剛 君

を御指名申し上げます。

日程第1

市政に関する一般質問

議長(北猛俊君) 日程第1 市政に関する一般質問を行います。

質問の順序は、御配付のとおり順次行います。

質問は9名の諸君により、27件の通告があります。

質問に当たっては、重複を避け、また、答弁に際しましても簡潔にされるよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、ただいまより、宮田均君の質問を行います。

2番宮田均君。

2番(宮田均君) - 登壇 -

通告に従いまして、順次、質問させていただきます。

1件目は、中心市街地活性化について、駅前再開発に伴う駅前広場について質問させていただきます。

交通の拠点として、富良野の玄関として、交通・観光案内のサービスも含め、富良野の印象が最初につくところ、第一印象というのは、大変大切なものだと思います。

5月1日より12月20日まで、駅前広場

を閉鎖し、工事が始まるわけです。

1点目、観光都市の玄関として、観光案内所も駅に併設になっていますが、市民を含め送迎など、市民、観光客、身障者、景観などに全く配慮のないつくりになっていると思いますが、この点について、ゴールデンウィークでの右往左往する車、車いす、高齢者などへの配慮、トイレ、朝日通の駐停車車両の安全性についても疑問です。

雨の日など、市民の送迎、観光客の宿泊客の送迎は大変不都合であり、タクシーの乗り入れだけであり、安全性と利便性の両方が確保されるよう、バス乗降客のタクシー乗り場までの移動の不便など、利便性の悪さについて質問させていただきます。

あわせて、鉄パイプによる仮歩道の設置、6月末から7月、8月のこの観光シーズン、土曜、日曜日、祭日の対応についても質問させていただきます。

二つ目、観光案内所、駅周辺への利用客の駐車場は、どこを使い、何台駐車できるのか。トイレはどこを使い、何人使用できるのか。

次に、駅前広場計画には、当初、街路樹計画があり、図面にも載っていましたが、木を植えなくなったと聞きますが、どういう経緯でだれが決めたのか、質問させていただきます。

次に、協会病院の跡地について質問させていただきます。

跡地利用市民意見の募集、そしてパブリックコメントと手続がなされているが、まちづくり三法との兼ね合い、具体的なタイムスケジュール、具体的に何をどのように進めていくのかについて詳しくお聞きします。

続いて、ワインぶどう祭りについて質問させていただきます。

前回の一般質問で、今年度の観光事業の目玉として、このイベントを市内で行うということを発表しましたが、私は、市民還元も大切ですが、外貨を稼ぐ立場からも、また来たいと思うような仕掛けづくりが必要だと思います。

ます。

景観、雰囲気づくりはトータルで考え、何が魅力なのか十分な心配りが必要と考えますが、1点目、市外からの観光客への印象、イベントの目玉的なものをどのように考えているのか。

2点目、トイレ、駐車場の確保は十分なのか。ごみの減量化対策の取り組みはどのように考えているのか、質問させていただきます。

次に、地域高規格道路旭川十勝道路について質問します。

1点目、富良野道路について質問させていただきます。

国民の公共事業への負担、国民の借金、自然破壊はいつまで続くのでしょうか。今見直さなければ、日本の宝、そして北海道の宝、富良野の宝は、後世に本当に残されていくのでしょうか。

私は、現国道の改良、拡幅、道道・市道との連携、旧国道との連携などで地域事業をふやし、経済活性化が行われると思うところです。

この事業に反対の立場から質問させていただきます。

富良野道路の今後の事業スケジュール、各インターの説明、自然への配慮対策、現国道の問題点の把握など、そして、この道路に関連する富良野市の負担は幾らになるのか、お聞きします。

2点目、富良野北道路についてお聞きいたします。

地域への説明と今後の方向性、予算、交通網の変化、景観などの説明も不十分であり、土建業者関係団体の推進期成会の早期着工推進決定は、将来の富良野のために本当に役立つのか不安であり、もっと広く市民の目で検証する立場を守っていただきたいと思うが、市の考え方について質問させていただきます。

最後に、子育て支援、ファミリーサポートについて質問させていただきます。

親類、知人のいない若い夫婦が富良野へ移住している実態があります。子供が急にぐあいが悪くなった、仕事の都合で残った子供の面倒が見られない、保育所の時間外に迎えに行かなければいけない急な用事ができた、親の急な病気、このような事態に援助が必要と考えます。

今、各地でファミリーサポート制度ができています。子育て支援の一環としてファミリーサポート事業の取り組みが必要と考えますが、この点について質問し、1回目の質問とさせていただきます。

議長（北猛俊君） 質問順が入れかわりましたけれども、通告順に御答弁をお願いいたします。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） - 登壇 -

宮田議員の御質問にお答えをいたします。

1件目の中心市街地活性化につきましての1点目、駅前再開発に伴う駅前広場についてでございますが、駅前広場工事につきましては、旭川土木現業所におきましては、駅前広場の整備を単年度事業として、平成19年5月29日に契約が締結され、11月12日に完了工期として行い、さらに追加工事等の発注により、12月20日完了予定でございます。

駅前広場等の道路規制につきましては、協会病院駅東側移転に伴うバス路線の系統変更と駅前広場の乗降場所の変更をあわせて行う必要性から、道路規制のお知らせを4月広報に折り込みまして、市民周知やJR駅掲示板に利用者への周知を行ってきたところでございますし、5月1日より規制を開始いたしました。

御質問の駅前広場工事期間の対応につきましては、市民や観光客の安全確保と、景観づくりに配慮した駅インフォメーションセンター、個人店舗などへの誘導看板や誘導路の確保、景観に配慮した工事標識や誘導バリケードの配置などを行ってきたところでございます。

今後、こういう状況になるよう努力をしてまいりたいと存じます。

また、土曜日などの対応につきましては、前日に工事区域内の巡視点検により、安全確保に努めてまいります。

次に、駅周辺の観光客駐車場につきましては、一般市民や民間利用者の駐車場として6カ所、332台が周辺にございますが、観光客の駐車場は4カ所、103台が駐車場として利用することが可能と考えております。

なお、駅前広場工事期間中には、工事工程や施工契約により場所は変動いたしますが、可能な限り、臨時駐車場を確保してまいります。

また、バスの駐車場はありませんが、平成20年度、駅前北公園に2台の整備を今予定しているところでございます。

次に、トイレ利用につきましては、駅周辺には中心街活性化センターなど4カ所が設置され、男子は小便器13基、大便器7基、女子は14基、障がい者トイレは1基が利用可能でございます。

次に、駅前広場の緑化につきましては、平成18年第4回定例会で御答弁を行っておりますが、安全で安心して利用できる広場として、バリアフリー化、さらには、シェルターの設置、冬期間の除排雪の管理面を考慮した整備が望ましいとの経緯により、市と旭川土木現業所富良野出張所との協議におきまして、移動式植栽箱やプランター配置などにより緑化対策を講ずるところでございます。

駅前広場等の工事は、単年度事業完了により、工事工程及び施工性からも夏場観光時期を含めた通年工事となりますが、市民や観光客への利便性と安全確保に努め、工事施工を行ってまいります。

次に、2点目の協会病院跡地についてお答えをいたします。

協会病院、JR富良野駅東側への移転は、現在地周辺及び周辺の人の流れを大きく変化させ、商業経済に大きな影響をもたらすことから、跡地利活用のため、庁内組織といたし

まして富良野市中心市街地事業推進本部会議、また同本部会議に専門部会の設置を行い、協会病院跡地利活用基本方針案を定め、5月1日にパブリックコメントを実施させていただき、期間中、1件の御意見をいただいたところでございます。

また、まちづくり三法との兼ね合いにつきましては、新富良野市中心市街地活性化基本計画の策定に向けては、協会病院跡地や周辺地域の空き地・空き店舗の利活用、さらには、国に空き店舗の利活用を含め、富良野市中心市街地の都市機能の増進及び地域の活性化を総合的に、また一体的に検討することが重要と認識をしているところでございます。

また、国が進める中心市街地の活性化事業支援として、経済産業省、国土交通省、関連省庁との支援に対する補助金、交付金等を活用することが可能でございます。

このようなことから、協会病院跡地利活用につきましては、中心市街地の活性化を目指す総合的な計画として、富良野市中心市街地活性化協議会の方向性を基本として取り進めてまいりたいと考えております。

次に、策定スケジュールや具体的案につきましては、富良野市中心市街地活性化協議会との連携と、さらに任務分担により、年度内に新富良野市中心市街地活性化基本計画の策定に向けて作業に取り組み、関係省庁と協議を進めて、計画の具体案について情報の提供に努めてまいります。

2点目の地域高規格道路旭川十勝道路についてお答えをいたします。

1点目の富良野道路につきましては、昨年2月に工事が着工され、以降、水車川橋下部工事などに取り組んでいるところでありますが、現在は、来年度のトンネル工事着工に向け、予定のトンネル坑口までの工事スケジュールやインターの構造等について、地域の関係者に説明を行っているところでございます。

また、自然への配慮につきましては、富良野道路が市民の方々に愛着を感じていただけ

るよう、緑豊かな道路づくりを目指すため、富良野道路環境整備地域懇談会を開催いたしまして、市民の皆様から御意見をいただいているところでございます。

富良野道路建設における富良野市の負担については、直接的な負担は発生いたしません。が、市道の拡張、排水路の改修等、事業関連として発生した場合には、市の負担も発生するものと判断をいたしているところでございます。

次に、2点目の富良野北道路につきましては、学田三区から中富良野町福原までの6キロ区間を示すもので、平成13年環境アセスメントの終了後、調査指定区間となっているところでございますが、今後は事業化に向け、旭川十勝道路整備促進期成会と経済団体で組織されている富良野道路建設促進期成会と連携を図り、整備指定区間を目指して要望活動を推進してまいりたいと考えております。

事業効果といたしましては、国道38号から国道237号へ接続路線で、完成後は札幌及び帯広方面から中富良野、旭川方面へ車両が誘導されることにより交通の分散化が図られ、災害避難時、救急医療搬送時、観光最盛期などにおいて交通が解消されるものと考えているところでございます。

次に、富良野道路建設促進期成会につきましては、平成13年10月に地域高規格道路富良野道路の建設促進を図る目的で組織され、それぞれの経済団体の長が参加されているところでございます。

今後とも期成会との連携を図りながら、要望活動を推進してまいります。

次に、3件目のワインぶどう祭りについてお答えをいたします。

開催場所の変更についてであります。ふらのワインが市民の手によって成長させていただき、市民への感謝の意味で、昭和62年度に始まったワインぶどう祭りですが、本年で21年目を迎えるところでございます。

時代も変化し、中心市街地の活力が低下傾向にあることから、一昨年よりワインぶどう祭りの関連イベントとして、秋の味覚イベント等を駅周辺において3日間開催し、一定程度定着をしてきたものと考えております。

このようなことを考え合わせながら、毎年4,000人以上のお客様が集まるワインぶどう祭りを、本年は原点に戻り市民への感謝の意味を深めるとともに、町中で開催することにより、市街地の活性化に結びつけてまいりたいと考え、駅前北公園と隣接する駐車場を会場として開催するものでございます。

新たな出発となる本年度のワインぶどう祭りは多くの市民の参加が期待できることから、商店街のにぎわいの復活や市民や観光客との交流を深めることにより、より一層の感動など今までとは違う富良野の魅力により、感動や満足していただくよう工夫をしております。

次に、トイレ及び駐車場の確保についてであります。トイレにつきましては、北公園公衆トイレ及びバスターミナル、さらには、中心街活性化センターのトイレなど3カ所を利用する予定でございます。

駐車場につきましては、JAふらの職員駐車場や駅周辺、あるいは駅東側市有地、協会病院駐車場を中心に考えているところでございます。

また、イベント開催時のごみ減量化についてでございますが、ごみの減量化は大変重要であると認識しておりますが、現段階では、昨年同様、プラスチック容器等が衛生上安全でありますので、本年も同様に利用してまいりたいと考えているところでございます。

次に、4件目の子育て支援について、ファミリーサポート制度についてお答えをいたします。

今日の少子化は、未婚、晩婚化に加え、出生率の低下が指摘されております。少子化が進む中で、子育てに対する意識の多様化、共働き家庭の一般化とともに、家庭や地域社会の姿が大きく変化をしてきております。

このような状況に対応するため、本市においては、「子どもの幸せ 子育ての喜び 協働・感動の子育て支援をめざして」を基本理念に掲げ、平成17年3月に富良野市次世代育成地域行動計画を策定し、この行動計画に基づき、現在81項目からなる事業に取り組んでおり、特に、一時保育事業、子育て短期支援事業、学童保育センターの充実、子育て支援センターの充実、保育時間の延長について、事業の充実・拡充を図ってきたところでございます。

ファミリーサポート制度は、一般的には地域において育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う事業でございます。

具体的な事業内容は、保育所までの送迎を行う、学校の夏休みなどに子供を預かる、買い物等外出の際子供を預かる、高齢者の部屋の掃除や衣類の洗濯などを行うなど、育児と介護の援助となっております。

御質問のファミリーサポート制度につきましては、これまでの実態として、援助の要望が少なく、年間を通しての事業量がないことなどから、制度の創設には至っておりませんが、今後、援助の内容、利用時間、利用頻度などの把握に努め、検討をしてみたいと存じます。

以上であります。

議長（北猛俊君） 再質問ございますか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） まず1点目、中心街の駅広の開発に伴う質問について、再質問させていただきます。

平成19年の5月29日に契約が締結されて、駅前の広場の閉鎖が、バス停の変更などもございまして、5月1日から始まっております。その期間、5月の3日、4日、5日、6日、このゴールデンウィークのときの観光客の、あそこの駅、駅広のもともとの計画で、観光案内施設が駅に併設されて、そちらに地図も載っているわけです。富良野のマップに。そういうようなこともありまして、そ

この案内所に観光客が行くといった場合に、非常に案内所に車で行く方が多いのですけれども、車のとめるところ、あるいは、どこにとめていっていいのかわからないという状況が続いております。

この点についても、もう少し観光都市として、案内所周辺の車の駐車、あるいは先ほど言っていたトイレの確保、それは「ふらっと」もあるのはわかりますけれども、やはり北公園のトイレ、あるいは駅のトイレを使うようになると思うのです。

この点について、もう一度、今の工事日程の中で、あそこのがらんとあいているところ、工事が入るとまた使われるようになるのでしょうか、何とか使えるような、あるいは一時停車するような考えがないのかどうか、この点について質問させていただくと、土日、祭日など、これから安全の確保だけ努めると御答弁がございしますが、やはり安全の確保と、市民、観光客の利便性、これもあわせて、もちろん私も安全重視というのは、これは第一の課題では、やはり利便性を考えていくというのが観光の町としては大切なことだと思いますので、その点について、2点目質問させていただきます。

あと土日、祭日の利用等を含めまして、6、7、8月の観光シーズンを、観光案内所が駅近くにあるということで、どのように案内を含めて、これからあそこの駅の案内所を活用しながら、駐車、利便性を図っていくのかということについても、もう少し具体的に聞かせていただきたいと思います。

それから、次に、駐車場の数、この間も新聞報道にございましたけれども、駐車場の数、あるいは、その中でバスの駐車場の関係、バスが20年の整備が終わるまで、この関係の答弁でいきますと、その後も2台で駐車を考えている。この2台の駐車ということは、今年度は、例えば北の国から資料館とか、いろいろな施設でございます。大型バスが来ます。今までどおり道路駐車ということで、これは理解しておかなければいけないの

か。そうしたら、その分、安全性の問題についてもいかがなものなのかという点についてお聞かせ願いたいと思いますし、バスがこの後2台駐車する。そのときのトイレの使用が、先ほど答弁ありました男子、女子含めましてこの数、十分に足りるのかということにつきましてもお聞きしたいと思います。

最後の質問ですが、駅広に木を植えなくなった理由なのですが、これは都市計画審議会、緑化審議会、市民の声を聞いた結果なのか。

要するに、緑が要らないのは、ただ利便性だけを考えていることなのか、本当に駅前に観光客、あるいは市民の憩いの空間としての、あるいは安心感、その他、緑が本当になくていいのでしょうか。この点について、これはだれが決めたのか。そのことについて、どういう経緯でだれが決めたのか、このことについて質問させていただきます。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 宮田議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

宮田議員から、主な四つの項目にわたって御質問を受けました。

1点目の駅前広場の工事中の問題でございますけれども、ただいま御答弁させていただきましたとおり、約5月から12月の工事中ということでございます。御承知のとおり、今、御質問を受けた中で、その間どうするのだ、こうするのだと、こういう御質問でございますけれども、工事というのは拡大をするなりをしていくわけですから、当然、その期間というのは、ある一定度、我慢をしなければなりません。そういう状況をつくる中で、いかに危険性のない確保の問題だとか、あるいは、バス利用者に対しての親切な案内だとか、こういうことが実施されるというのが私は基本でないかと、このように考えております。

今、御質問ありました、どうするのだ、こ

うするのだということよりも、そういう危険性がないような形をどう図っていくかということをお聞かせ願いたいと思いますし、バスがこの後2台駐車する。そのときのトイレの使用が、先ほど答弁ありました男子、女子含めましてこの数、十分に足りるのかということにつきましてもお聞きしたいと思います。

それから、観光協会の問題で御質問がございました。6月、7月に、観光協会が駅前にいるために、そこに行ってお聞きするのがなかなか難しいのではないかと、こういうお話のようでございますけれども、私は、観光協会の位置というのは、そこで仕事をするという観念的なものは必要ではないのではないかと思います。場合によっては、相生通のところまで出てきて仮の案内所を設置するとか、いろいろそういう方法は私は可能であると、このように判断しておりますので、当然、臨機応変に対応を、これから観光協会、あるいは団体等と協議をさせていただきたいと、このように思います。

特に、観光協会については、今、御質問は案内所ということですから、案内所であればなおさらのこと、そういう臨時的な対応をさせていただきたいと、このように思います。

それから、3点目のバスの駐車場の問題で御質問を受けたわけでございますけれども、私は、この計画をつくった時点で、バスの停留所は大体ないということがもう事前にわかっていたわけです。これは、それぞれ議会を通してお話し合いをさせていただいた中、バス停というのは、現行の状況の中ではなかなか難しいと、こういう状況があったわけです。そのうち、議会でいろいろやりとりをさせていただいた中で、できるだけバス停も確保できるような状況をつくるべきだと、こういう状況の中で、2台をつくる状況づくりができたということでございます。

そういう状況で、私は先ほど御答弁させていただいた中で、市街地全体でバスの入ってくる駐車場をこれからどう考えていくかということに、これは皆さん方とともに考えていく必要があるのではないかと。駅前だけが私はバスの駐車場という限定的な判断をすべきではないのではないかと。町全体でどうバスの

駐車場をつくっていくかと。これからが私は市も真剣になってこの問題、先ほど御質問あったとおり、町の市街地の活性化というのは、これから富良野の市街地の商業化をどう進展、発展させていくかという大きな課題にもなっていくわけですから、早急にこの問題については私は対応していかなければならないと、このように考えているところでございます。

それから、緑化対策について、どこでどうだれが決めたかと、こういう御質問であったと記憶しているわけでございますけれども、私は当然、駅前というのは道道事業であります。市道ではございません。道道の事業でございます。ですから、ある程度、要望は要望として市から再三、議会でそれぞれ御要望があったことについては、行政がそれぞれ道に対して御要望させていただいた経緯がございますけれども、道は道なりのやはり基本的な緑化対策、あるいは交通体系あわせの中で、総合的に判断をされて実施されたというのが現状でございますので、そういう点でひとつ御理解を賜りたいと、このように思うところでございます。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） 最初の2点、3点の質問についても、駅前広場、あるいは駅前整備については、工事期間は、これは一時的には我慢しなければいけないものだというのは、これは市民も大変理解するところだと思います。しかし、その中で、心配りでできることを、やはり検討して、少しでも市民、あるいは観光客の利便性を図っていただきたいというようなことで御要望したいと思います。

それから、もう一つ、最後に、駅の樹木の関係で、だれが決めたのかというようなことで質問させていただきました。再質問の中で都市計画審議会、緑化審議会なども検討されたのかということで聞きました。これについての答弁がなかったのと、あと、市長おっ

しゃられたように、道道であり、道の管轄だと、道が決めることだというお答えにとらせていただきましたけれども、このことについては、私も道の方に出向きましてお答えをいただいておりますが、事業主体は市である。

これは市の要望、あるいは市の決定の中で決めていただけることだと。そして、これは、僕もそれだれが決めたのだということで道の方にお聞きしました。そうしましたら、答えは市からいただいでくださいと。事業主体は市さんであるということで、市の道に対する要望でこのように決定したのだということでお聞きしておりますので、この点、もし聞き違いがありましたら、この点についてだけ、この件で質問させていただきます。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いしません。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 再質問の宮田議員の御質問にお答え申し上げたいと思いますけれども、具体的なやりとりの内容については、中心街整備推進室長からお答えをさせていただきましても、この事業は、市の事業ではございません。道道事業でございますので、その点ひとつ、私としては、市の事業という位置づけをされて御質問されていることであれば、ちょっと私は、その点ひとつ誤解のないような形をとっていただきたいなと、こう考えます。

それでは、中心街整備推進室長からお答えをさせていただきます。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いしません。

中心街整備推進室長細川一美君。

中心街整備推進室長（細川一美君） 宮田議員の質問にお答えいたします。

緑化の関係でありますけれども、一つには、都市計画審議会、あるいは緑化審議会等、こういった中での緑化に対する内容についてはどのように扱われていたのかということかと思っておりますけれども、この件につきましては、都市計画決定については、富良野市と

して、駅前広場、あるいは街路事業等を実施するに当たっては、市が都市計画決定を行って行く内容でございます。

そういう中において、駅前全体の、いわゆる道路、あるいは駅広場の構成、こういったものについて都市計画審議会の中で議論をいただくと。当然、今、宮田議員からも御質問がありましたように、緑化の面も含めながら審議会等では行ってはございますけれども、最終的には国の方に、北海道が事業を実施する段階において事業認可手続をとります。最終的にその段階において、駅前広場の実施設計が整うという流れになってございまして、都市計画決定以降にこの事業に対する事業認可と、こういう流れになっていくわけでございます。

その中におきまして、道の方といたしまして、先ほど申しましたように、この駅前広場については、これからの高齢化時代を迎えるということを含めながら、バリアフリーというものを大きく打ち出した中において、工事施工、広場の施工を行うという考えのもとで、シェルターの設置とか、こういったもの等を含めながら、バリアフリー化に向けた駅前広場の構造設計になっているという内容でございます。

事業主体につきましては、ただいま市長が申しましたように、この事業については整備は北海道にございます。

そういった中におきまして、市の事業を含めましての考え方を道の方にお伝えをしながら、最終的に事業認可の手続を経て、現在の施工計画になっていると御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） 時間がないので、今の1点について、道の主体事業であるということとはわかります。しかし、道の方では、市が計画して、市の主体事業となつて、市の計画が道に出されて、その中で協議して決める

と。主体は市にあるのだということははっきり言っております。

これはだれが決めたのかと僕は道に聞きました。そうしたら、これは市の方に答えをいただいてくださいということなのです。ということは、市の担当の方で決めているのか。だから、緑化審議会とか都市計画審議会にちゃんと諮っているというのは、僕はこのことについて、木を植えないことについては、ちゃんとこういう審議会があるじゃないかと。これについては、木を植えないことは諮ったのですかという聞き方をしているのに、その答えと全く違うというか、そういう答えだったので、もう一度明確にお願いしたいと思いません。

議長（北猛俊君） 暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時47分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、議事を続行いたします。

休憩前の質問に御答弁をお願いいたします。

中心街整備推進室長細川一美君。

中心街整備推進室長（細川一美君） 宮田議員の御質問にお答えいたします。

都市計画審議会は13年度から開催してございまして、14年度に最終的な駅前広場の都市計画決定を行っているという状況にございます。

都市計画決定につきましては、あくまでも、先ほども申しましたように、駅前広場の全体構成、いわゆる車両動線とか、あるいは車等、こういったものを含めた中での計画に対する審議過程となつてございます。その一部として、緑化部門についても議論はされてございますけれども、あくまでも都市計画決定というのは、いわゆる全体の駅前広場というものに対する構想計画、これを練る機関と御理解をいただきたいと思っております。

道との関係につきましてでありますけれど

も、道の担当主幹から、宮田議員から電話があったということについては私どもも承知をしてございます。そういう中におきまして、先ほども1回目の答弁をさせていただきましたように、富良野市としての考え方を道の方にお伝えをして、そういう中から最終的な事業認可という中で、バリアフリー等々を含めた中での事業性、こういったものをとらえた中において、緑化等についてはプランター、あるいは移動式の植栽箱、こういったことを含めながら、駅前広場の全体の緑化方を進めていくという考えに立ったと御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） いや、だから、去年の絵には、ちゃんと木のマークが入っていて、ちゃんと植えるようになっていた。それがですよ、どこでだれが、事業主体は、道の方は、事業主体は計画はちゃんと市の方で上げている、だから市の方が言うように、道の方はこれに従って話し合いますということで、主体は富良野市が決めているのだと、はっきり言っているのですよ。

ということは、木を植えなくなったのはだれですかというか、市が木を植えなくなったことを決めたということではないのですか。木を植えなくなったということは、そうしたらだれが決めたのですかということでしょう。これは、木、あるいは街路樹、木を植えなくなるようにしたというのは、これはやはり市民の声を聞くべきではないですかということでしょう。部局でこれを決めていいことなのですか。僕たちにも知らされておりませんけれど。

この点について、ちょっとお聞かせください。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

中心街整備推進室長細川一美君。

中心街整備推進室長（細川一美君） 宮田

議員の御質問にお答えいたします。

だれが決めたかという御質問だと思います。

先ほども申しましたように、市の考え方を含めながら北海道と協議をさせていただいて、最終的に、道の事業認可の中でバリアフリー等、こういったものの中から緑化を行わないという形で決めましたという内容でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） 市長にお伺いいたします。

今、担当室長から、市の考えということでお聞きしました。市長にお聞きしますが、市の考えとは、一体どういうことでしょうか。市民の考えが僕は入る、これは当然だと思いますけれど、市長の市の考えということで、御答弁願いたいと思っております。

議長（北猛俊君） 本職からお願い申し上げますが、趣旨についてはわかりやすいように御質問をいただきたいと思っております。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） 今、室長のお答えの中に、市の考えでということ答弁がございました。市の考えということは、これは一体どういうことなのか。市の担当部局で決定してもいいことなのか、市民の声がしっかりこの決定の中には反映されているのかということについてお伺いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 宮田議員の何回目かちょっと忘れましたが、御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

ただいま、どこでどうしてどう決めたか、市民の声はどうだったかという御質問に聞こえるわけでございますけれども、今、室長からお話しさせていただいた中で、当然、道の事業として国の認可を受けると、こういう形の作業がございます。その中で、市とこの問

題については当然協議を重ねてきた状況にあると考えております。

その中で、道との協議の中で、一つには、先ほど室長の方から御答弁させていただきましたが、パリアフリー化ということが一つの大きな主題項目になっていたわけです。これから高齢化の時代ですから、当然そういう駅前についても段差のないような形の中だとか、あるいはお年寄りが通れる、あるいは介護を要する方々がそれらに類するような歩行ができる、こういうことが、緑化がだめだという状況ではないと思いますけれども、そういうのが主体的に道との協議の中で決められたと、このように御理解をさせていただきたいと、このように思うところでございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） 続いて、続いての質問に移らせていただきます。

順序を間違えまして申しわけございません。地域高規格道路について、富良野道路について1点だけ質問させていただきます。

この8年後か10年後かにできると思われる富良野道路につきまして、関連道路の話が出ておりましたが、市の取りつけ、あるいは関連道路のことなのですが、この費用、大体総額で、全部の計画の中でどれぐらいかかるものなのか、これについてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いいたします。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） この件につきましては、細部についてでございますので、建設水道部長からお答えをさせていただきます。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いいたします。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長（里博美君） 宮田議員の質問にお答えさせていただきます。

富良野道路の関連で、市はどれだけの負担

が今後発生するののかということだと思いますけれども、ことしの19年度から、五区3線が既の実施されてございます。それから、今後、今協議を受けているのが2カ所でございます。全体で今のところ、地区名で言いますと、基本的に五区8線橋、それから五区1号沢の方ということで、2カ所ほどプラスされて、大体見当されている金額は、約6,300万円ほどの負担が生じるものかというぐあいに考えてございます。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） 続いて質問させていただきます。ワインぶどう祭りの件について、1点お伺いいたします。

前回の数字、4,000人を収容したということで、この開催に町の活性化含めて、市長も考えているということは非常にわかるところでございます。

この結果、町におろして成功だった、あるいは、次回はどうするのだという判断、これはどのように判断するおつもりですか、この1点についてお伺いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いいたします。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 宮田議員の再質問にお答えさせていただきますけれども、私は非常にこの問題については、21年迎えて、昨年、実際にあそこに2時間ぐらい、会場にいました。この祭りというのは、観光客を主体として祭りに変わってきているなど、こういう感じがいたしました。ワインぶどう祭りというのは、やはりワインをつくって、富良野市民が感謝をする意味でやるワインぶどう祭りというふうにスタートしたわけですから、私は今、御質問された、たくさん人が来て、もちろん富良野の物産がたくさん売れてお持ち帰りすることも、これも大切なことです。しかし、物によっては、市民が総体でそういう形の祭りをつくるということも、これは大

変大事なことではないかと、このように感じ
ております。

そういう観点から考えまして、一つは、商
業の方々の振興を図る意味からおいても、や
はり4,000人がいいか、3,000人か
は、今、実行委員会の方で3,000人を
目途に計画を立てておりますから、十分その機
能を、先ほど御答弁させていただいたと
おり、機能を果たしていけると、これが一つ。

さらに、その事業効果というものは、大
変富良野に来ていただいた観光客が、今
まではそのままバスに乗ってお帰りに
なる、汽車に乗ってお帰りになる、町
の中に回遊する方々が全く少ないと、
こういう実態でワイン祭りをする
ことが富良野市全体にとっていいの
かどうか、私は非常に疑問がございま
した。

そういう観点から考えますと、これは
実行させなければならない問題な
のです。御質問のありましたと
おり、来年からまたどうする
のだ、こうするのだ、そういう
ものではございません。これ
からは、町の中で定着をさせ
て実施をしていくという強い
意思を持って決めさせてい
ただいた、こういうこと
でございますから、当然、それ
ぞれ関係する皆さん方、あ
るいは商工会議所を中心と
する団体の方々、これらを
全部網羅した中で実施を
して、成功裏に向けて努力
をしてまいりたいと、この
ように考えているところで
ございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） 最後に、子育て支援の
ファミリーサポート制度についてお伺い
いたします。

平成17年3月につくられております富
良野市次世代育成地域行動計画の中には、
このファミリーサポート制度は入って
ございませぬが、このファミリーサ
ポート制度、今後の援助内容、利
用時間、利用頻度などの把握に
努め検討してまいりますと
いうことでありますが、やはり
この現場、あるいはそういう
声を市がどのようにとら
えるかという、どのよ

うに把握するかということが
非常に問題だと思います。
この点についてだけ、どの
ように把握するのか、お聞
かせ願いたいと思いま
す。

議長（北猛俊君） 御答弁を
お願いしま

す。
市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 再質問の
関係でございませぬけれど
も、この件につきましては、
保健福祉部長から再質問
にお答えをさせていた
だきます。

議長（北猛俊君） 御答弁を
お願いしま

す。
保健福祉部長高野知一君。

保健福祉部長（高野知一君）
宮田議員の質問にお答え
をいたします。

今ありましたように、サポ
ート事業の関係、次世代
行動計画には入ってござ
いませぬ。次世代行動計
画の中で、特定14事業
ということで、国の中で
重点的に進める事業の
一つとしてはうたわれ
てございませぬ。私ども
も、この事業をこの計
画の中に入れる段階
でアンケート調査等も
させていただきました。
十分、頻度的にはある
にはあったのですが、
ほかのいわゆる制度
を充実してほしいとい
う要望も含めてかなり
あった部分がありま
すので、今回のところ
については盛り込んで
いないというのが実
態でございませぬ。

先ほどありましたと
おり、この取り組みに
ついては、道内的にも
今21市町村ぐらい
取り組んで始めて
ございませぬので、
私どもも今後につ
いては、内容的に、
先ほど支援の部分
では育児と介護の
部分も含めまし
たけれども、育
児を中心とした
部分になれば、
また違った部分
があるのかと思
いますし、現状、
一時保育の問題
だとか、ある
いは子育て短
期支援事業の
関係だとか、
学童保育の
関係だとか、
多少重複して
いる部分も
ございませぬ
けれども、
そういった
ところの
いわゆる
充実も
含めて
取り組
んでい
きたい
と、こ
う思
って
いま
す。

したが
いませぬ、
今後、
保育
所に
通っ
てい

る方々、あるいは、いろいろな通園センターの関係者、あるいは子育て支援センターの関係者等々の中で、こういった事業のあり方も含めて、機会があればいろいろお聞きをしながら、こういった形が一番ベストなのか、内容的にいいのか、こういうことについては機会があれば把握をしていきたいと、このように思っています。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ）

議長（北猛俊君） 以上で、宮田均君の質問は終了いたしました。

ここで、10分間休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時12分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

次に、天日公子君の質問を行います。

12番天日公子君。

12番（天日公子君） - 登壇 -

さきに通告しておりました2件7点について質問させていただきます。

1件目は、平成14年第3回の定例議会で、武田議員が富良野市まちをきれいにする条例について質問されております。施行され6年経過していますので、改めて富良野市まちをきれいにする条例の運用経過についてお聞きいたします。

毎年春先は、特に公園、道路等、ごみが目立ち、5月に入り、各町内会の一斉清掃が始まり、ボランティア団体がごみ拾いをしております。

ボランティア団体の人たちは、ことしはごみが減ったと言っておりましたが、依然として空き缶、ペットボトル、紙くずが投げられているという状況です。

我が家でも、夫が小さな子供たちとその父母の方々と鳥沼公園に行き、拾ったごみを自

宅まで持ってきました。黄色い袋4袋でしたが、中には何でも入っており、分別するのも汚くて、夫はぶつぶつ言いながら整理しておりました。

そのほかに、犬のふんやたばこの吸い殻のポイ捨ても、雪が解けると同時に見えてきます。そして、犬のふんを入れた袋を街路樹の周りに投げられたりしております。

ある犬の飼い主は、犬の散歩をしていますが、自分の犬のふんであれば持ち帰るが、どこの犬のふんなのかわからないものは、見ても持ち帰る気にならないし、かえって自分の犬のふんと疑われているのではないかと肩身が狭いと言っています。

昨年私は、町の中で犬の散歩をしている人に会い、その犬がとてもかわいかったので声をかけましたら、その方は富良野の娘さんのところに遊びに来ていて、「犬を連れて散歩に出たが、道の横の草むらに犬のふんが多くてとても汚い。私の住んでいる町ではこんなに汚くない。観光地なのに不衛生だ。」と言われました。

健康のために散歩やウォーキングをしている人たちにとっては、どこで何の花が芽を出し、何が咲いているか何が落ちているか、よくわかっており、犬のふん、たばこの吸い殻はとても目につき、気になっています。

犬のふんについて専門家に聞きますと、犬の習性として、ふんを見つけると体をこすりつけるそうです。ふんとは、猫のふんだったり、キツネのふんなどです。最近は町中にもキツネが出てきていますので、もしかしたら、キツネのふんに体をこすりつけることによって犬自体がエキノコックスに感染し、犬のふんを媒介として人間にうつる可能性もあると言っておりました。

ですから、犬のふんは飼い主が持ち帰らないと二次被害が起きるということもあるのです。犬や猫の飼い主はふんの持ち帰りをしなければならぬのですが、習慣化されていない人がいます。

このようなことで、自分たちの健康や清潔

さから、また観光上からも、迷惑行為をする一部の心ない人たちにモラルの向上を図ることができないものかと思っております。

富良野市まちをきれいにする条例は、ポイ捨てを禁止するためにつくられた条例ですが、今までお話ししましたように、いろいろなごみが投げられております。

質問の1点目として、この条例の周知についてお聞きいたします。

本条例が施行され6年たちました。市民に対して、この条例の周知を具体的にどのようにされたか。また、この条例によつての具体的事業など実施されたのか、内容をお伺いいたします。

2点目、観光客へのポイ捨て対応についてお聞きいたします。

富良野には多くの観光客が来ております。空き缶など、どうも観光客のポイ捨てと思われるものが多いです。

先日、樹海中学校の国道沿いの清掃について新聞に載っておりました。ごみは昨年より若干少な目だったと言っておりましたが、「捨うのに大変だから、たばこの吸い殻は捨てないでほしい。」と生徒さんが言っています。

富良野市でもポイ捨て禁止の看板を設置しておりますが、効果はあったのでしょうか。今後は、さらなる効果的な啓発活動を考えていくべきではないのか、お伺いいたします。

3点目、違反行為の状況についてお聞きいたします。

まちをきれいにする条例の11条に、立ち入り調査において必要があるときの市長が指定する職員の担当部署はどこなのか。また、9条で指導、10条では勧告及び命令ができとなっておりますが、今までに指導、勧告、命令をした事実はあるのか、お伺いいたします。

4点目、空き缶の回収容器の設置についてありますが、条例8条では、回収容器の設置及び管理について規定されております。設置及び管理について、設置されていないとこ

ろもあります。どのような経過になっているのか、お伺いいたします。

5点目、条例の効果の検証についてお聞きいたします。

この条例の効果については、14年度説明では、「効果の検証はしていない」とのことでした。その後、具体的効果はあったのか、お伺いいたします。

2点目の野外焼却についてお聞きいたします。

平成13年度に廃棄物処理法で、野外焼却は一部の例外を除き、全面禁止となりました。

農業、林業、または漁業を営むために必要な廃棄物の焼却としてやむを得ない場合、例外が認められていることは、理解しておりますが、あぜ草の焼却においては、一時期からすると大変減ってきておりますが、まだあぜ草は焼かれています。

あぜ草を焼くことは、温暖化の一因となり、富良野市としては農業観光やクリーン農法に取り組み、推進していますし、富良野市の環境基本計画でも、大気環境の保全の中に「さわやかな空気の維持」を掲げております。あぜ草は有機肥料とすることが適切な方法であり、観光客も煙を見ることなく、印象がいいのではないのでしょうか。

1点目、焼却が認められている場合には、協力をお願いすることになりますが、農業者に野外焼却禁止の周知徹底をと、富良野地区広域でも全体で取り組む必要があるのではないかと思います。考えをお伺いいたします。

2点目の農村地区のごみ焼却についてお伺いいたします。

全く残念なことに、ところどころで農家の家の前や後ろでごみの焼却をしているのを見受けますが、時にはビニールを焼いたと思われるような黒い煙が出ていたりします。

先ほどの質問でもしましたが、野外焼却は例外を除いて禁止ですので、一般ごみの自家焼却は廃棄物処理法違反になります。廃棄物

処理法違反者にならない前に、自宅前や後ろにある野焼きをされると思われるような土管やドラム缶の撤去指導をする考えはないのか、さらに啓発及び規制指導はどのように進めていくのか、お伺いいたします。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） - 登壇 -

天日議員の御質問にお答えをいたします。

1件目の富良野市まちをきれいにする条例の運用経過についての1点目、条例の周知につきましては、本条例の趣旨が御質問にもありましたとおり、空き缶・空き瓶などのごみ散乱防止と空き地などの適切な管理を、市民、事業者、土地使用者、行政が相互の連携と協力により、美しく快適な生活環境の保全と良好な都市空間の形成を目指すものでございます。

条例制定以来、市民への啓発のための広報への掲載を初めといたしまして、チラシの全戸配布、あるいは地域説明会の開催、あるいは小中学校での環境学習などの取り組みを行ってきているところでございますし、春秋の地域環境美化運動を条例に基づきまして開催をし、条例の趣旨について理解をいただきながら進めてきているところでございます。

いずれにいたしましても、美しい地域環境を守るためには、地域ぐるみの取り組みが重要となっておりますので、環境美化に対する理解と協力をいただけますよう、普及啓発に一層努めてまいります。

2点目の観光客のポイ捨て対応についてでございますが、国道や主要の観光拠点4カ所にポイ捨て禁止看板を設置しております。さらに、ポスターを作成して、観光客が多く訪れる場所に掲示をしているところでございます。また、市内全域におきまして、主要幹線道路や国道等のクリーン作戦を実施いたしております。

今後についても、ポイ捨て禁止の啓発のた

め、観光協会、観光団体などと連携をしながら、観光パンフレットに条例の趣旨やポイ捨て禁止の掲載を依頼するなど、多くの媒体を活用して啓発を行ってまいります。

3点目の違反行為の状況についてでございますが、立ち入り調査の部局については、市民部環境生活課が行っております。

次に、指導、勧告、命令につきましては、空き地の管理、草刈り、自宅周辺のごみの散乱、犬のふんや猫の放し飼いなど、年間30件から40件程度の指導を行ってきているところでございまして、勧告、命令については、現在ございません。

今後におきましても、市民の協力を得ながら、ポイ捨て、不法投棄等の監視など、積極的に行ってまいりたいと存じます。

4点目の空き缶回収容器の設置についてでございますが、空き缶等のポイ捨てをなくすために、自動販売機を設置して飲料水等を販売している商店、事業主周辺に回収容器の設置と管理をする規定を設け、取り組みを進めてきております。

また、平成15年に、富良野商工会議所や飲料水販売業者の協力を得ながら、調査、指導を行い、平成16年3月末で78.2%の設置率になっているところでございます。

その後、自動販売機等の増加等もありますので、ポイ捨て防止への理解とあわせ、引き続き、調査、指導を行ってまいりたいと考えております。

5点目の条例の効果の検証についてでございますが、本条例は、市民、業者など、それぞれパートナーシップを発揮し、ごみのない快適な生活環境に向け、地域ぐるみの運動推進と環境を守る立場から、環境美化保全を目的としており、町内会や小中学生、ボランティアグループによる清掃活動など市民の環境美化運動の展開、また、空き地の管理、草刈り、散乱ごみの抑制等の効果はあるものと認識をいたしております。

今後とも、より一層、市民啓発や意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

2 件目の野外焼却についてお答えをいたします。

1 点目、あぜ草の焼却につきましては、農業、林業、または漁業を営むためにやむを得ないものとして、害虫駆除等の目的もあり認められているところでございますが、火の粉や煙の周辺への影響、あるいは環境への配慮などが当然必要でございますし、農村地区の野焼きにつきましては、現在、JA ふうのや、あるいは関係団体に対して適正処理をするように指導、啓発を行っているところでございます。

2 点目の農村地区のごみ焼却につきましては、野外でのごみ焼却は法律で禁止されておりますので、広報やチラシ等で啓発を行ってきかるところでございます。

また、農業用ビニール等の処理につきましては、富良野市農業用廃プラ適正処理対策協議会で適正処理するように指導や啓発を行っておりますので、今後も関係機関・団体と連携をしながら、啓発活動に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

12 番天日公子君。

12 番（天日公子君） 最初の質問にさせていただきます。条例の周知についてでございますが、広報への掲載を初め、チラシの全戸配布、地域説明会の開催ということでお話お伺いいたしました。実際、市民は、この条例は余り知らないと思います。

それで、地域での説明とか広報は、いつどのように何回ぐらい周知したのか。また、指導、勧告、命令、10 万円以下の罰金についてどのように周知したのか、お聞きいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 天日公子議員の再質問にお答えさせていただきますけれども、1 点目の条例の周知についてということでござ

いますから、当然、条例を制定した時点で、広報等を通じてやっておりますし、私の手元でございますけれども、快適で潤える環境、創造富良野と、条例の詳しく整備、あるいは野焼きは禁止されていますという不法投棄についても、このような形で配布をさせていただいております。

さらに、農業団体を通じて、各団体でも、富良野アグリサポートという広報誌を通じまして、不法投棄や野焼きはやめましょうと、適切な処置を行いましょうというような農家向けのこういう配布も現実にやっているわけでございます。回数でこれは周知するものでなく、私は、そういう市民の方々はもちろんそうでしょうけれども、観光客に対する意識改革的なこともあわせてやらないと、ただ罰則規定があるからといって罰則をしなければならないというものではないのです。罰則をしないようにするために罰則規定を設けると、こういう形でございますから、今御質問のあった形の中で、私は今御質問のとおり、周知徹底につきましては、それぞれ期間を置いて周知をしていく、それからもう一つは、それぞれ媒体する方々が、先ほど御質問があったとおり、環境美化運動についてもそれぞれ町内会連合会、あるいはそれに類するボランティアグループの方々がそれぞれ意識を持って一生懸命やっっていることについて、私はそういう広がり、市民がそれを見て、それぞれ市民の方々がどう判断されるかと、こういうことが積み重ねることによって周知、普及につながっていく大きな役割になっていくのではないかと、こういうことが一つございますので、そういう点を含めながら、今後も総合的な指導方法等を含めて、御協力をお願い申し上げていきたいと、このように考えているところでございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

12 番天日公子君。

12 番（天日公子君） 現実に、まだやはりポイ捨てはなくなっていないわけです。今、市長が回数ではないのだということをも

言っておりましたけれども、実際にそういう現状としてありますので、今までのやり方も含めて、今後、人の輪を、今、一斉清掃をやっていながら、それをみんなで広めていくのだということをおられましたけれども、そのほかに、また何か考えている方法はございますでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 天日議員の再質問にお答えをさせていただきますけれども、過日、連合会長会議をやらせていただきました。32ありますけれども、ほとんどの連合会長が御出席をいただきまして、一つには、環境的な地域と行政の協力体制はどうあるべきかと、こういう議題について約1時間ぐらいにわたって御討議をさせていただきました。

その中で特に、本市は80数カ所、児童公園を含めて公園を持っているものですから、その中で、ことしからそれぞれ連合会、町内会の中で、5カ所だと記憶しておりますけれども、そういう人たちの地域で、率先して清掃美化について自主的にやっていこうと、こういう運動が展開されるようになりまして、私はそういう地域のモデル地区として、全市的に広めていくような要素をこれからつくっていきたく。それがやはり、これからの子供たちの教育にもなっていくますし、そういう形の中で地域が年齢を問わずそういう事業をやることによって、地域でそれぞれ子供さんと孫さんの関係、あるいはお年寄りや若い人との交流も得ることから、お年寄りの経験を生かしたものを若い人が得る状況というのはこれからたくさん出てくると。そういう両面を合わせた形の運動展開をすることによって、一遍にはできません、しかし、そういう積み重ねが環境の美化運動につながって、あるいは観光客もそういう行動を見ることによって、少なからず意識の向上が図っていかれるのではないかと、このように考えていると

ころでございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

12番天日公子君。

12番（天日公子君） 1点目の質問につきまして終わらせていただきます。

2点目に入らせていただきます。

観光客のポイ捨ての対応について質問させていただきましたが、このポイ捨て対応につきまして、富良野市では看板を立てております。それで、この看板、旭川から富良野に入るところと、それから島の下から富良野に入るところ、2点、富良野市で立てておりますが、この看板、どうも二段構えになっておまして、富良野に入るとき見えないのですよ。車で来た人にとっては見る事ができないものですから、この看板を何とか、富良野に入る方にちゃんとポイ捨てはだめですよというふうに、目に見えるように立てかえるか、それとも今の看板の上に置くか、どっちか、何か方法はないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） この件につきまして、市民部長からお答えをさせていただきます。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

市民部長大西仁君。

市民部長（大西仁君） 天日議員の再質問にお答えをいたします。

国道、そして主要の観光拠点の看板ですけれども、麓郷、島の下と立てております。麓郷等を見ましても、結構、運転していても十分にわかるような形の設置になっているのかなと私は理解しておりますけれども、237号の旭川から来る看板について、ちょっと私も注意しては見ていますけれども、まだ見たことありませんので、そこら辺調査、検討しまして、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

12番天日公子君。

12番（天日公子君） 本当に注意しないと見えないところにあるのですよ。旭川から富良野へ入るときは。やはりあれはちゃんと入るときに見えるような形にするのが、やっぱり富良野がポイ捨て条例あるんだよという宣伝にもなりますので、やはりあれは、今ある看板の上に上げるか、もっと別なところにちゃんと見えるように立てるかしないと、ただ置いたというだけにしかならないような気がするのですが、いかがでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 天日議員の再々質問にお答えをさせていただきますけれども、当然、今、天日議員の提案された問題というのは、観光地としてやはり十分認識をしなければならぬ、私もその課題だと思います。当然、237号線ですから中富から入ってくるところで一番見やすい場所はどこか、あるいは、38号線が出ていくところ、入ってくるところはどこなのか、これをもう一度私の方で、行政全体で精査をしていただいて、その精査の中から、どこが場所として見ていただける場所なのか、検討してまいりたいと、このように考えております。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

12番天日公子君。

12番（天日公子君） 了解いたしました。

では、3点目の質問にさせていただきます。

立ち入り調査の部局については、環境生活課ということで回答いただきましたが、この環境生活課で何人に対応されているのでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

市民部長大西仁君。

市民部長（大西仁君） 天日議員の御質問

にお答えいたします。

第1条の条例の立ち入り検査、これにつきましては、環境生活課のリサイクル係全員で対応しております。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

12番天日公子君。

12番（天日公子君） 全員とは何人ぐらいでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

市民部長大西仁君。

市民部長（大西仁君） 私を入れて6人と理解していただきたいと思います。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

12番天日公子君。

12番（天日公子君） それで、この人たちだけが立ち入り調査、指導、勧告、命令ができるということで確認させていただきますが、よろしいでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

市民部長大西仁君。

市民部長（大西仁君） そのとおりで考えていただきたいと思います。

議長（北猛俊君） 12番天日公子君。

12番（天日公子君） それで、必要と認めたときの立ち入り調査は、今まで何件あったのでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市民部長大西仁君。

市民部長（大西仁君） 再質問にお答えいたします。

先ほども若干ありましたけれども、ずっと年間30件から40件、特に、主な立ち入り調査につきましては、廃屋の取り壊し、それから不法投棄、それから敷地内の散乱ごみの整理、それと草刈り等の指導を中心に、犬のふん等についてもいろいろやってはおりますけれども、大体これを主流に年間30件から40件、一応指導という形の中で入らせていただいております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

12番天日公子君。

12番（天日公子君） 年間30件から40件の指導をしているということでお聞きいたしました。実際、やはりポイ捨てはなくなっていないわけですし、この30件、40件が多いとは言えない状況だと思うのです。

それで、この必要と認めたとときの立ち入り調査というのは、住民から要請があったとき、それで認めるときだけ立ち入り調査をしているのか、そういう点についてお聞きいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

市民部長大西仁君。

市民部長（大西仁君） 質問にお答えさせていただきます。

町内会だとか住民から通報あったかどうかということなのですが、私ども先ほど5名、そして私入れて6名ということになっております。その中で多くが町内会、そして市民からの通報、これが非常に大きな効果となっておりますし、私どもそれを受けて、例えば、廃屋等の非常に危険な状態、強風が来たときに屋根等が飛ぶ、そういう絡みを受けて私ども一応指導に入っています。

1年、結構長くかかるケースもありますけれども、そういう対応で取り壊しを指導、お願いをしていっているのが現状でございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

12番天日公子君。

12番（天日公子君） 今、住民の要請により環境生活課の6の方が動いているということなのですが、これ、定期的にまちの中を見て歩いていたら、ポイ捨てが少なくなるのではないかなと思われるのですが、今後は要請で動くのではなくて、定期的にするとという考えはないのか、いかがでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

市民部長大西仁君。

市民部長（大西仁君） 行政よりも市民だとかそういう者の協力をという御質問かと思えますけれども、私も非常にこの条例が、やはり市民、事業者、そして土地管理者、こちら辺の協働の形の中でやるのが大きな効果になると考えておりますので、今後、多くの市民の協力を得ながらやっていけるような体制づくりも検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 12番天日公子君。

12番（天日公子君） 今、市民も含めてやっていきたいということでお話をお伺いいたしました。

それで、やっぱり人数が6人ということで少ないと思われまますので、市民の方にも、具体的に言いますと犬のふんなど、あと空き缶、それから空き瓶、そういう投げているのを見たとき、すぐ指導できるような、一部指導できるような証明書が、その方に証明書を出すような形にはできないものなのでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

市民部長大西仁君。

市民部長（大西仁君） 天日議員の、多分民間の囑託なり、委託なりしてという絡みだと私押さえておりますけれども、先ほど言いましたように、私ども、犬のふんの始末一つにつきましても、やはり市だけでという形になりませんので、一応、町内会、そして役員の皆様と連携させていただきながら、連名でチラシを配ったり、そして、コミュニティーの町内会活動の中で、いろいろな事情があるということも考えていますので、私どもがそのうちに行って指導するなり、やはり町内会とか役員の皆さんとも連携しながらやっているというのが実情でございます。

先ほど言った、なるべく多くの目のある程度監視員としてという形については、私も理想とは思いますが、体制づくりにつ

て検討していくしかないかと考えております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

12番天日公子君。

12番（天日公子君） 体制づくりをしていくということでお聞きいたしましたので、期待いたします。

それで、また、この条例ができて6年たちました。仮定の話にしかないということにはならないと思うのですが、違反行為の目安、一応指導、勧告、命令、10万円以下の罰金ということに条例には書かれておりますが、こういうことで指導については、勧告、命令の改善の期間は何か月ぐらいなのか。それから、10万円以下の罰金は、どういうときにどういうふうにして取るのか、ちょっとお聞きいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 天日議員の御質問にお答えをさせていただきますけれども、一部、御訂正をしながらお話をさせていただきますと思います。

先ほど市民部長から、担当がリサイクル課と言いましたけれども、これは環境生活課ということで、4月から課名を変更いたしておりますので、実際にやっているのは市民部環境生活課環境係が部局としての窓口でございます。

それから、今、いろいろ部長から御答弁させていただきましたけれども、それぞれ町内会あるいは団体と連携をすることについては、これはもう当然に私は町をきれいにする以上は行政だけではできませんから、そういう形をとっていくというのはこれからも続けてやらなければならないことですし、そういう意識を行政がやはり市民を含めた中で、協働の意識高揚を図っていかなければならないと、このように考えているところでございます。

さらに、ただいま御質問ありました指導、勧告、命令、あるいは罰則のもとに罰金を科すのはどんな形でやるのかと、こういうお話のようでございますけれども、私はこの条例というのは、罰則を主体とした条例ではないのですね。ここを一つ議員さんも御理解いただきたいと思うのです。これは刑罰を処することを目的にした条例ではないのです。悪質で周囲がもうどうにもならないと、こういう状況で刑事罰にもなすような状況のときには、ただいま御指摘の御質問なりについては、これは当然、罰則規定を適用しなければならない。あくまでも町をポイ捨て条例なり、これは環境の基本計画を受けた条例ですから、その中でそれぞれ市民が積極的に協力できる体制のもとでやるということで、この条例を起こさせていただいたと、こういう経緯がございますので、当然、そういう協力のもとでこの条例をつくって、そして、その条例に基づいてそれぞれ、義務化の問題で言えば、市民の役割、あるいは企業者の役割、行政の役割、その三者一体が協働でやれるポイ捨て、あるいは町をきれいにするのが一つの精神でございますので、今御指摘の罰則を適用しなければならないのだ、ならないのだという方向性は、私は行政として、基本的にはそういう方向には、今のこの条例からはやるべきでないと。

できれば、そういう状況が起きた時点では、厳しい罰則は適当かと思っておりますけれども、現状の中で監視をするような体制の中でやることは妥当なのかどうかということも、これはやはりもう少し、6年たちましたけれども、その中で問題がかなり起きてきているというのであれば、これは見直しの状況を含めて検討しなければなりませんけれども、現況で今御質問された内容については、これは周知徹底をすることが基本でございますけれども、それを受けて、市民なり観光客の皆さん方がどう受けとめるかということが大きな課題でございますので、その課題解決をどうするかということになれば、何人たくさん人を

張りつけても、なかなかこれは人は動いているものですから、これはなかなか監視の目を広げていくということは、私は難しい問題ではないかと。やはり協働で、それぞれ協力し合った中で、これは空き缶のポイ捨て、あるいは環境美化について、相互の理解のもとに進めていくことが私は基本でないかと、このように考えておりますので、その点ひとつ御理解をしていただきたいと、このように思うところでございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

12番天日公子君。

12番（天日公子君） 市民の協力をもらうということですが、市民の協力というと、私たちもやっぱりそういうポイ捨てしている人を注意する、そういう気持ちであっても、なかなか今の時代、注意したら何かがあるんでないだろうかとか、そんなようなことがありますて、実際、一般の人が、何もそういう指導員だというものがない限り、なかなか犬のふん見ても何しても、陰では文句言うけれども、実際だめですよということを言えないものですから、やっぱり市役所の職員の人を通じて言ってもらるのが一番いいのですけれども、見たときにすぐ注意、指導できる、全部指導するということではないのですが、指導できるぐらいの人がいればいいなと思っております。

あとそれから、条例についての勧告、命令、罰金については、それが目的でないと言われました。それは十分よくわかります。

では、条例施行規則の中に、勧告書というのがありまして、改善の期限とか、あとそれから、命令書についても改善の期限というのがあります。それでは、実際に事が起きてから改善の期限は決めるということになるのでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 天日議員の御質問にお答えさせていただきますけれども、規則と

いうのは、手続上の問題ですね。手続上の問題、規則というのは。条例が一つの方針なり定めているものでございます。その中で、ここで言っているのは主に罰金、罰則というのは、不法投棄、黙ってばーんと山の中に投げるとか、そういう現実が過去にあった状況が多かったものですから、そういう不法投棄的なものの罰則、罰金、これは当然、その事象が起きた時点でやるという形が一つございます。

それから、再三そういうことが起きた場合に、1回目でいろいろ状況判断して勧告にして様子を見るとか、一度は指導してみる。次に勧告をする。それでもだめなら罰則を適用して、罰金をすると、こういう段階を踏むという状況に私はなるだろうと。そのときに、事象が現実的に一般市民の通告であろうが、あるいは行政が監視して見つけたものであろうが、その見つけた時点でそういう状況づくりをやるという形で御理解を賜りたいと思います。

以上です。

議長（北猛俊君） 12番天日公子君。

12番（天日公子君） ちょっと私、まだ理解ができないでおります。

それで、勧告から命令になるまでの期間、それをここに書かれてあるものですから、大体目安としてはどのぐらいを検討されているのか。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 今、期間を限定する、いろいろ個々の内容によって、その期間というのは変わるだろうと判断しています。ですから、全部一律に、例えば、3日後にやるとか4日後にやるとか、そういう状況にはならないということで御判断をしていただければと思います。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

12番天日公子君。

12番(天日公子君) はい、わかりました。

それから、先ほどちょっと気がついたのですが、部長の方から、廃屋の取り壊しということがお話しされました。それがまちをきれいにする条例を使って廃屋の指導をしたということでさっきお話しされていましたが、今後もそういう形でしていただけるのでしょうか。

議長(北猛俊君) 御答弁をお願いします。

市民部長大西仁君。

市民部長(大西仁君) 先ほどの立ち入り調査の絡みの中で、私、廃屋の取り壊し、これについては答弁させていただきましたが、実際、年2回ぐらい、いろいろ指導をしております。その中で、私も地域から、町内会含めて、やはり危険だと言われるところについては私も調査しまして、事実の確認、そして経緯等をいろいろ調査した中で、やはり持ち主、所有者に危険なので壊していただきたいという指導をやらせていただいております。

以上でございます。

議長(北猛俊君) よろしいですか。

12番天日公子君。

12番(天日公子君) もう一度確認いたします。

このポイ捨て条例の中には、廃屋というのが入っていなかったものですから、今確認させていただいたわけなのですが、やっていただけたということでありましたら、本当に市民の方は大変うれしいことだと思いますので、ぜひ、このことを進めていただきたいと思います。

議長(北猛俊君) 暫時休憩いたします。

午後 0時03分 休憩

午後 0時04分 開議

議長(北猛俊君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

休憩前の天日公子君の質問に御答弁をお願いします。

市長能登芳昭君。

市長(能登芳昭君) 天日議員の再々質問の中で、廃屋の関係で御質問の御確認をいただいたわけでございますけれども、この条例においては、廃屋についての条例ではございません。

先ほど部長が答弁させていただいた中で、廃屋における空き瓶だとか物があつた場合、中ですよ、廃屋の近辺含めた中でそういう状況があつたときに、隣近からの通報でその処理を指導監督すると、こういう中身でございます。

今、廃屋の関係申し上げましたのは、条例外の話で苦情が出てきたときに、そういう話もあわせてお話をさせていただいているということでございますので、条例にのっとつてということではないということだけ、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

議長(北猛俊君) よろしいですか。

12番天日公子君。

12番(天日公子君) はい、わかりました。

それで、4点目の空き缶回収容器の設置についてお聞きいたします。

これは、この条例がある以上、やはり先ほど、罰則が目的でないとは言っておりましたが、この条例ではやっぱり100%設置していただくということを目安にしていると思うのですが、今後どのようにしていくのかお聞きいたします。

議長(北猛俊君) 御答弁をお願いします。

市長能登芳昭君。

市長(能登芳昭君) 空き缶の回収容器の設置等でございますけれども、当然、今、前段私から御答弁させていただきました現況では、平成15年にそれぞれ商工会議所、あるいは飲料水販売の業者の協力を得ながら調査

して行っているところでございますけれども、現実的に78.2%の設置があったということですから、100%を当然目標にしていかなければならないと、そういう考え方で進めさせていただいて、当然今後その中で、ポイ捨て条例の理解を深めるとともに、引き続き、設置の状況の調査、指導をあわせてやっていきたいと、このように考えているところでございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

12番天日公子君。

12番（天日公子君） 了解いたしました。

次、5点目の条例の効果の検証について、これについては先ほどからお話お聞きしましたので、了解いたしました。

野外焼却について入らせていただきます。

実際、この野外禁止ということで、あぜ草なんかについては、やむを得ないときについては焼いても仕方がないだろう。でも実際、そのほかはやっぱり禁止であるということを前提にして、この野外禁止の周知を、今まで農業者にどのようにして周知徹底してきたのか、お聞きいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 2件目の野外焼却についてのあぜ草の関係で御質問があったわけでございますけれども、私は、過去にやはり農家の方々が緑肥という形を含める、あるいは焼却灰の肥料を使った中で、随分そういう状況が現在も、特に富良野以外でも、結構、車に乗っていますとそういう状況が見受けられます。

このやむを得ないというのは、例えば、害虫駆除等の目的がそれに主としてあって、そういう状況であればやむを得ない状況という、それがやむを得ない状況。そういう状況が、これは当然農家の方々のこれからの、これだけやはり農業、あるいは農業にかかわる事業に対する状況の中で、私はやはり必要度

についてはやむを得ない状況も出てくるだろうと。これはやはり良識の範囲内でやってもらうような状況が今後出てくるかもしれない。そういう状況が一つあるということですよ。

もう一つは、これらについては、個人はもとより、やはりそれに関連する農業団体等に周知の徹底もあわせてやっていただく必要性があるかなと、こういう状況で今考えておりますので、今後、機会あるごとにやはり、あぜ草の状況ですから、年に1回ぐらいは広報等でそういう状況をお知らせするのの一つの方法かなと、そんなふうにも考えているところでございます。

以上です。

議長（北猛俊君） 12番天日公子君。

12番（天日公子君） はい、わかりました。

あとそれから、先ほどの質問の中で、富良野市は今、広域連合に入っております。このあぜ草につきましても、富良野市だけの対応でなくて、やはり広域で取り組んでもらえないのかなと思います。この点についてはいかがでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） まず、広域というよりも、現在、富良野農業協同組合は、1市3町1村が全部加入している農業団体でございますので、先ほど申し上げました農業団体等を通じて周知徹底を図ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

議長（北猛俊君） 12番天日公子君。

12番（天日公子君） 確認いたします。行政も動いて、農業団体にも野焼き、屋外焼却について周知徹底をお願いするということに理解してよろしいでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 私はそういう答弁は

しておりません。それぞれの自治体の考え方がありますから、私が先ほど申し上げているのは、1市3町1村が一つの農業団体に加入しているわけです。ですから、それらの農業団体を通じて、それぞれ啓蒙、啓発をしていきたいと、こういうことで御理解を賜りたいと思います。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

12番天日公子君。

12番（天日公子君） はい、わかりました。

続きまして、最後の質問で、農村地区のごみの焼却について、ドラム缶とか土管が家の前後にあるのが見受けられるところがあります。実際、これに対する行政の対応というのはどのような形でやってきたのでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

市民部長大西仁君。

市民部長（大西仁君） 天日議員の質問にお答えします。

家の前後含めて民有地の中にドラム缶等を設置していると、そういう行政がどういうふうにして指導してきたのかという絡みですけれども、農家の方だけではないのですけれども、私ども、例えば民有地にあるものについて、それがあることだけで違法というふうにはならない、一応法律上ですね。そういう中で、やはりそれを使って焼却することが法律に触れるという考え方もありますので、それについては、焼却をした段階で私ども指導に入っております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

12番天日公子君。

12番（天日公子君） 実際、やっぱり見たところによりますと、土管とか、それからドラム缶があるところは、やっぱりそれを使って焼却されているのが実情なわけなのですよね。ですから、やはりこのドラム缶とか土管については、そういう違反行為をさせな

いために撤去をしていただくということにはできないものなんでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

市民部長大西仁君。

市民部長（大西仁君） 再々質問にお答えいたします。

先ほど言いましたように、それが置いてあること自身が違法でなければ、私もそれを撤去してくれとは言いませんけれども、焼却した段階で、当然私ども指導に入っている、その中で絶対野外についてはいかなる理由があっても、これについてはごみを焼くということは、当然大きな罰則含めて、先ほど言いました廃棄物処理法の絡みであるわけですから、それについてやめるよう私どもは指導しておりますし、それに伴って、これが違法だから撤去しろという面ではないのですけれども、できればという形の中では、当然私ども条例の趣旨を説明しながら対応しているというのが現状でございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 以上で、天日公子君の質問は終了いたしました。

ここで、1時15分まで休憩いたします。

午後 0時16分 休憩

午後 1時15分 開議

議長（北猛俊君） 午前中に引き続き、会議を開きます。

午前中の議事を続行いたします。

次に、岡野孝則君の質問を行います。

14番岡野孝則君。

14番（岡野孝則君） - 登壇 -

私は、さきの通告に従い、順に質問いたします。

最初に、農村観光都市形成であります、本市の一次産業の農林業においては、国際的価格競争の中、生産者みずから安全・安心のもと、消費者にこたえるべく最大の努力をいたし、また、気候風土においても、北国なら

ではの澄み切った空気、環境を最大の武器として、富良野農業を全国に発信、理解されてきている状況であります。

一方、観光においても、四季折々の通年観光により、年間200万人以上の観光客に訪れていただいている中、外国人観光客も年々多くの方々がこの富良野にお越しにいただいている状況であります。

中には、長期にわたって滞在される方もおられ、住みよい町でなければなりません。また、一度富良野に来られた観光客の中には、もう一度行ってみたい都市として、また、知名度として、我が富良野は上位にランクされており、ここにまで来る過程には、観光部門のほか地元生産業など、お一人お一人の努力のたまもので、やはり北国の気候風土の中での農畜産物の良品開発、消費者との信頼のもと、全国に発信し、本市の経済の底上げをしたのも事実であります。

ですから、農業の衰退は本市経済の低迷を招くことから、一次産業を軸として、さまざまな業種とのタイアップ、連携が不可欠であると私は思います。

その中、平成19年度能登市長の市政執行方針で、農村観光都市形成とあります。

本年3月、第1回定例会、民主クラブ菊地議員の代表質問にも農村観光都市形成について質問され、答弁としては「農業を軸として都市との交流を推進し、持続可能な観光を目指す。推進はこれに携わる人々、関係団体と連携していく」とあります。

そこで質問いたします。

1点目、農村観光都市形成に長期滞在型観光への体制、基盤を含めた環境整備をどのように行うのか。

2点目、農業と観光業を連携していくとありますが、どのようにされるのか。そして、連携する団体名、事業実施内容。

3点目、農村観光都市形成の将来展望、そして、やるだけではだめで、推進することによる経済効果はどう想定しているのか、その目標値の明確化。

以上、農村観光都市形成について質問を終わります。

次に、雇用対策であります。

日本の経済状況は、総務省として上向きとされていますが、北海道は依然、停滞状況が続いております。

平成18年のデータとして、全国の有効求人倍率は1.04倍であり、北海道は0.6倍と若干前年より上向いているものの、全国の順位としては下から数え4番目であり、依然低水準であります。

なぜ北海道は求人が少ないのか。ある経済誌によると、いとも簡単、製造業が少ない原因であると掲載されておりました。

大手製造業者は、一度に数百人単位の求人です。働く方が富良野に就職する、富良野で暮らすことのできる体制づくりが急務であり、幸い、市内企業においては、各関係団体などの連携により、最大の雇用確保に努力されております。

人口の減少では、経済が上向くどころか低迷の一途であるし、活気すら出ない状況に向かってしまいます。

本市の人口においても、数年前は2万6,000人いたのが、現在は1,000人近く減少、特に若年層の減少が目立っております。

これでは、将来の先行き不安、本市全体の経済低迷に陥り、市の財政においても同じこと、節約、節約、働いても働いても給料が下がるのでは世の中は成り立たない。財政の健全化推進はもちろんであるが、人口増対策として、収入の源となる雇用の確保こそが人口流出防止対策につながる。

活気あふれるとは何か。それは大勢の市民ということであり、そのために人材育成、地域資源の活用、企業の事業拡大、子供たちの仕事に対する愛着と理解。

本州のある自治体では、経済の向上の基本は、働く場の確保による人口増であると言い切る都市もあります。

そこで質問いたします。

1点目、現在、本市の経済状況と過去数年の地元での就職の有効求人倍率の推移。

2点目、昨年まで3カ年、国の補助事業による市内8団体、通称雇用対策推進協議会の成果、そして、創出された雇用者数、各事業所の参加人数。

3点目、今後、循環型経済活性化促進協議会の方向と推進内容。

4点目、地元にはない、特に製造業等の企業誘致であります。市内企業の育成、発展は大前提であります。先日の報道で、道内のある自治体が積極的に企業誘致活動を進めた結果、本州大手製造業の進出決定により、数百人の雇用が確保されたとありました。私たちの富良野は、全国的にも知名度があり、これにあやかって、しかし、地理的に非常に厳しいとは思いますが、市長を先頭にして、製造業などの企業誘致のお考えはないのか、お尋ねをいたします。

以上で、私の1回目の質問を終わります。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） - 登壇 -

岡野議員の御質問にお答えいたします。

1件目の農村観光都市形成につきましての1点目、観光都市としての環境整備についてであります。富良野市内には山岳、森林、田園風景はもとより、一次産業の中心とした農業、林業の体験や文化芸術、学術、スポーツ、また、すぐれた人材など、さまざまな地域資源が存在する観光資源の豊かな地域であります。

近年は、見る・買うといった短期観光から、体験や農村生活を楽しむ長期滞在観光への需要が高まっており、これまでも交通アクセスの充実、タイムリーな情報提供、イベントの開催やホスピタリティーの向上などを行ってきたところであります。今後とも長期滞在者のニーズにこたえる体制づくりや基盤整備を図ってまいりたいと考えております。

2点目の農業と観光との連携策についてで

ありますが、これまでもファームインを営まれている農業者の取り組み支援に加え、一昨年から、農業体験者を受け入れていただく農業者のネットワーク化を図り、モニターツアー等を開催してきたところでございます。

これらのツアーを通じて、農業の大切さをさらに知っていただくとともに、自然や環境の重要性や役割、農作業の楽しさを体験していただくなど、さらに多様なメニュー提供ができる体制を構築してまいります。

次に、連携する団体であります。農業団体としては、JAふらののファームイン研究会を初めとして、はじめ会やパイオニア会など、意欲ある団体と連携をとってまいりたいと考えております。

また、観光業としては、富良野観光協会を中心とした宿泊施設団体や体験観光事業者、NPO法人などとの連携を考えております。

また、実施する事業につきましては、農村観光都市形成を目指し実施する事業として、先ほど申し上げました農作業体験などの農業関連メニューに加え、景観形成や自然景観に視点を置いた体験メニュー、さらにはエコや演劇、文化、さらには市民と同じ生活ができる長期滞在者としての滞在環境を整えていきたいと考えているところでございます。

3点目の将来展望、目標とする経済効果についてであります。昨年実施いたしました観光経済調査等の結果を踏まえ、これらの長期滞在型観光に向けた取り組みとして、本年は、市内各関係機関・団体を交えて、富良野市国内観光振興計画を策定する予定であり、その中で将来展望や目標とする経済効果などを示していきたいと、このように考えております。

2件目の雇用対策についてであります。その1点目、雇用の状況と有効求人倍率についてであります。輸出業を中心に日本国内の景気は徐々に回復傾向にありますが、北海道はいまだ回復にはほど遠い状況にございます。

有効求人倍率では、昨年平均倍率では全

国1.02倍、全道では0.53倍、旭川管内で0.48倍と厳しい中、富良野地区は0.73倍と農業や観光関連企業の努力により、道内平均を上回っているものの、依然厳しい状況にあると認識をいたしているところでございます。

2点目の雇用対策促進協議会の成果についてでございますが、本協議会は、新規雇用創出に向け、平成16年度から18年度までの3カ年事業を実施してきたところでございます。

事業内容といたしましては、観光関連人材育成や富良野ブランド特産品開発、ニュービジネス、コミュニティービジネス等の人材育成などの事業を展開し、事業参加数は2,363名、新規雇用者として雇用された人材は、平成16年度43名、平成17年度は57名、平成18年度は60名、計160名となっており、一定程度の成果が見られたものと認識をしているところでございます。

3点目の雇用に対する循環型経済活性化協議会の推進内容につきましては、本年度は、昨年度に引き続き、団塊の世代を対象としたU・Iターン推進事業及び地域資源を活用した富良野ブランド特産品開発事業の側面支援等を積極的に行ってまいりたいと考えております。

また、富良野広域経済活性化協議会を設立し、地域雇用創造推進事業、新パッケージ事業の採択に向け、取り組んでいるところでございます。

4点目の製造業等の企業誘致につきましては、雇用確保のためにも働く場の確保は重要なものと考えております。

市内への企業進出及び市内事業者の事業拡大を促進するため、昨年12月、富良野市企業振興促進条例を改正し、指定要件を緩和いたしましたところでございます。

今後とも、本制度を積極的にPRし、広く活用していただくとともに、農業やIT関連産業などの企業誘致の情報収集に取り組んでまいりたいと考えているところでございま

す。

以上であります。

議長（北猛俊君） 再質問ございますか。

14番岡野孝則君。

14番（岡野孝則君） 質問をした順番に行きたいと思っております。

最初に、環境整備ということで質問させていただきました。その中に短期観光から長期滞在型観光ということで、そして、そのために基盤整備を図ってまいりたいということであります。

それで、長期滞在型観光として基盤を整備してまいりたいということなのですが、では、これ、もう少し具体的にはどういう内容になっていくのか、この点をお知らせいただければと思っております。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） この御質問に対しては、商工観光室長より御答弁をさせていただきます。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

商工観光室長高山和也君。

商工観光室長（高山和也君） 岡野議員の御質問にお答えいたします。

ただいまありました長期滞在型にたえ得る基盤整備とのことでございますが、まず、長期滞在というのは1週間、あるいは1カ月というふうにして、地元の生活を満喫していただくことが原則でございます。

その際に、まず発生するのは、住民としての義務、つまりいつときでも生活するわけにありますから、日々の私たちが生活しているようなごみの問題でありますとか、あるいは、冬は除雪の問題でありますとか、そういったもののルールづくりも必要となってまいります。さらに、市民としてのまず楽しむ権利、こういったものも発生してまいります。例えば、一昨日行われました富良野西岳を、市民登山会に参加する権利でありますと

か、こういったもののまずルールづくりでありますとか、そういったものが必要かと存じます。

それから、当然、長期滞在となれば、パッケージ旅行とは違いますので、御自分の足で歩いたり、あるいは、交通機関も公共交通機関、バスを利用されたり、あるいはタクシーを利用されることもありましょ。そういった面での交通機関の整備等も必要となってくる。

また、長期滞在となれば、ホテル、旅館などでは満足できず、アパートを借りるということも発生するでしょう。そういった居住面でありますとか、交通アクセスでありますとか、それとか市民と一緒に交流できる、あるいは権利と義務を守っていただける、そういった面での基盤・環境整備を図っていく、こういった意味での総合的な対策であります。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

14番岡野孝則君。

14番（岡野孝則君） 今、御答弁をいただきました。1週間から1カ月程度の受け入れ体制を整えていくということなのですが、では、受け入れる事務局というのは、お世話するところというのはどこになるのですか、その点お知らせをいただければと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

商工観光室長高山和也君。

商工観光室長（高山和也君） 岡野議員の再質問にお答えいたします。

受け入れる組織というよりも、ふだんの業務の中で、もっと言えば、観光業は観光業の中で長期滞在が発生するわけでありますから、そういった中でのルールづくりであり、基盤整備と考えております。

観光する場合は、観光客として観光協会が長期滞在メニューを情報として流したり、あるいは、また市民生活となれば、市民に関与

するところで流したり、こういったことで総合的な取り組みとなってまいると考えております。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

14番岡野孝則君。

14番（岡野孝則君） はい、わかりました。

今、環境面でも、そしてルールだとか、そういうことも出てきました。午前中、天日議員からも環境問題というものが出てきたのですが、やはり長期滞在をされるということは、その方々の住まい、そしてごみの問題も全部出てくるのかと思います。

それで、環境整備、長期滞在をすることに關する市民の皆さん方のやはり理解も必要なのかなと私は思います。やはり観光客だけが喜んで、市民の皆さん方を度外視したようなそのような長期滞在型という形には、それは受け入れられる問題ではないのかなという気がいたします。その点、市民に対する周知活動、そしてまた協力体制というのはどのようにされていくのか、御質問をいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

商工観光室長高山和也君。

商工観光室長（高山和也君） 岡野議員の御質問にお答えいたします。

市民としての受け入れ体制、確かにそのとおりでありまして、サービスをする市民、サービスを受ける観光客という構図から、これはやはり長期滞在となれば、お互いに、先ほど申したように権利と義務を守っていただく、そのルールづくりが必要だと、このように申し上げました。先ほどの市長の答弁でもございます、将来の展望と目標にかかわる問題として、長期の滞在にたえ得る国内振興計画をつくってまい、このような市長からの御答弁がございましたが、その中で、単なる観光客としての扱いではなくて、半住民的な扱いとしてのルールづくりをつくっていく、国内観光振興計画の中でそれを明らかにしてまいりたいと考えております。その際には、

市民の方々と一緒に、このルールづくり等も行っていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

14番岡野孝則君。

14番（岡野孝則君） はい、わかりました。

市民とともにルールづくりということなのですが、これは、ことしの3月の基本の中に出てきたわけなのでありますが、いつごろこういう取り計らいを、ルールづくりというのをしていくのですか、その点お願いします。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

商工観光室長高山和也君。

商工観光室長（高山和也君） 岡野議員の御質問にお答えいたします。

ルールづくりの時期の問題であります。今現在、市長が先ほど申しましたとおりに、富良野市観光経済調査、平成18年度に終了いたしました。この結果を踏まえまして、各観光団体、あるいは経済団体等との勉強会をこれから開催することになっております。6月から8月にかけて実施する予定となっており、その推移を見た上で、9月ごろから具体的な取り組みを開始していきたいと思います。このように考えているところであります。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

14番岡野孝則君。

14番（岡野孝則君） はい、わかりました。環境整備についてはそういうことで、了解をいたしました。

次に、農業と観光業の連携ということで、基本として、今、御答弁をいただいたわけですが、農業と観光業の連携についてということで、どうもそのつながりが、いまいちどどのような形でされるかというのが見えてこないのですが、農業と観光業の連携策、このことについてもう一度御答弁をいた

できればと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

商工観光室長高山和也君。

商工観光室長（高山和也君） 岡野議員の農業と観光の連携についてでございます。この関係については、3年前から、農業者と観光業、特にNPOを中心としましたところと社会実験の行動等を実施してまいりました。一つに言えば、ここまでやっと農業者の関係者と観光関連のモデルツアーを組むとか、あるいは具体的な商品としての、これまた、まだ社会実験モデルツアーの段階でありますけれども、ツアーを組めるようになってまいりました。この3年間努力してきた結果がこれです。

ですから、まだまだこういった問題については、もちろん農業者の負担のかからない、そしてまた、観光業者としても負担のかからない、そういった道を模索する中で進めていく考え方です。決して大量にいつとき受け入れて、疲労して、もう次から受けられない、こういった農業者との関係づくりではなくて、お互いが持続可能な、農業者が利用している時間を利用し、そして観光者にとっても、なるべくお互いの経費が軽減されるような形のツアー等の造成を図ってまいりたいと、このように考えているところであります。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

14番岡野孝則君。

14番（岡野孝則君） そういうことで、農業と観光の連携策ということなのですが、今、御答弁の中にも、連携する団体としてはJAふらの、ファームイン研究会を初めとして、はじめ会やパイオニア会、意欲ある団体と連携をとっていくという御答弁がありました。その中で、やはりこういう団体の皆さん方と連携をしていくということなのですが、対策室でその窓口として持つていくのか、それか、この農村観光の準備室というものを設けるのか、対策室というものを

設けてこんなことをやっていくのか、その点、御答弁をお願いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 岡野議員の連携についての窓口のなところをどこでやるのだと、こういう御質問だったと思うのですが、私も、私は、行政として、一つの農業と観光の基幹産業をどう融合しながら発展をさせていくかという、こういう観点で、ただいま観光室長から具体的なお話をさせていただいたわけでございますけれども、私は、この問題というのは、それぞれ機関を通じて協議会をつくってやる方法も一つの方法でしょうし、あるいは、観光協会の中にそういう受け皿的なものをもっときちっとして、そして連携をするような機関にするのがいいのか、こういうことも一つ考え合わせながら、これから具体的な形をつくっていく必要があるのかなと、このように考えております。

それはどうしてそういう形になる、今、室長からお話しさせていただきましたけれども段階的に、一遍に来られてもなかなか対応はできないという問題が一つございます。そして現在、富良野に来て長期滞在をしてみたいというのは、やはり何回も富良野を訪れて富良野はいいなと、ここにひとつ定期的に住んでみたいなと、こういう形の方が今現在あるという状況でございますから、これはやはりそういうこともかんがみながら、大量に来ていただくような体制づくりをするということは、私は今の段階では非常に難しい。そういう形の中で徐々にそういう体制づくりをしていくことが、これから農業と観光の融合する中でまちづくり形成につながっていくのではないかと、このような考え方でありますので、大量にやるような窓口をするという考えではなく、そういう段階的なことを踏みながら、着実に進める方法をやりたいと、このように考えております。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

14番岡野孝則君。

14番（岡野孝則君） 一遍に行くのではなくて、着実にという御答弁でありました。

その中においても、やはり今回の自分の件名として、農村観光都市形成という件名でもありますし、そして市長からのこれは執行方針でありますね。ということでありまして、農村観光都市、富良野はやっぱり純然たる農村都市なのだ。それに観光もあわせていくのだということなのでありますが、やはりこういう事業を実施する中において、富良野市民の皆さん方もこの事業の中にも参加するのが、これが基本かなというふうにして私は思うのでありますが、その点、市長の考え方を御答弁いただければと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 岡野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

私の農村観光都市形成というのは、本来、富良野は、それぞれ純農村都市ということで、そういう位置づけの中でまちづくりが進められてきたわけでございますけれども、昭和50年の後半、俗に言う「北の国から」のテレビドラマを契機といたしまして、あるいは、そういう媒体するものの中で、ラベンダーの花を見に来る、あるいは富良野の四季折々における景観を見に来ると、こういう形の中で、一つには、農業の景観を生かした中で観光が生かされてきたと、こういうものが本市にはございます。

そういう中で、農業の例えば産物的なものから、それが飛躍的に観光の物産という形の中で広まってきたと、こういう一つがございますし、さらに進んで、それが将来、住んで体験をして、そして、この環境の中で一時的な状況を過ごしてみたいと。

また将来、富良野に家を建てて住んでみたいと、こういう状況づくりが今現在起こっていると、こう私は考えてございますので、当然、農村観光都市形成というのは、純農家の

状況ではなく、観光と融合する中でまちづくりを、それは農業で発展を指す、一つは観光産業的なものも含めた中で発展をさせていく、その中で住民はどうその中に対応していくのかという御質問のようでございますけれども、私は、当然それに関連する方々は、企業的に考えれば、御商売につながるようなものをみずからやはり考えていく必要性もございますし、あるいは、媒体としてそういう方々の状況を十分情報を把握しながら、それに対応するような産物をつくっていく、あるいは販売する、あるいは加工する、こういう状況づくりをこれから複合的に考えていく必要がある、このような考え方で私は進めていくべきであると、これが基本でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

14番岡野孝則君。

14番（岡野孝則君） それでは、3点目の将来展望と目標というところに行きたいと思いますが、先ほどの御答弁の中において、富良野市国内観光振興計画を策定する予定であるということではありますが、これについては、いつごろこれはできた団体なのか、振興計画は今年度中に発表する計画なのか。

そして、それと同時にもう1点、先ほど市長からの御答弁の中で将来展望、やはり自分にしてみたら、もうちょっとやっぱり明るい姿というのが市長から出てこないかなということなのですが、将来展望について、もう少し熱の入った御答弁いただければと、このように思います。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 将来展望、目標、こういう経済効果、こういうことをどう考えているのだと、こういう御質問でございますけれども、この国内観光振興計画を策定するということは、それぞれ一つには、その経済調査の結果を見ますと、18年度では観光売り上げで大体301億円の効果があると。波及

効果としては、全体としてこの率からいくと、前回は292億円ですから、301億円ですから、1.89倍ぐらい経済効果がふえてきていると、こういうことです。

もう一つは、雇用の関係で、波及効果の効果額としては、全体の569億円ということですから、前回は470億円ですから、相当、百数十億円ふえてきていると、こういう現況でございます。

さらに、雇用人員の関係では、前回は1,822人でございますけれども、今回は3,231人ということですから、約1,400人ぐらいふえてきていると、こういう実態がございますので、そういう状況をとらえながら、観光計画というのをつくってまいりたいと、このように今考えているところでございまして、非常に希望の持てるという状況というのは、それぞれの市町村で私は短期的に振興というよりも、やはり長期にわたった形の中で波及効果が出てくるような、そういうまちづくりが必要でないかと、このように考えております。

特に、農業問題というのは、先ほど岡野議員も冒頭でお話ございましたけれども、非常に国内的にも農業というのは厳しい状況にあると。ですから、その農業を乗り越えるような状況づくりがこれから希望の持てるまちづくりの状況になっていくのかなと、こんな感じがいたしておりますので、ただいま申し上げました実績を踏まえた中で計画をつくっていきたくと、このように考えているところでございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

14番岡野孝則君。

14番（岡野孝則君） 農村観光都市形成については、こんな形の中で希望いたしたいと思います。

次に、雇用対策について行きたいと思いますが、日本全国の中では、1.02倍の有効求人倍率という形の中で御答弁がありました。全道では0.53倍、そして富良野は0.73倍ということで、大変いい方向に向

いてきているのかなということで、これは歓迎をするところであります。

それで、3点目、1点目、2点目についてはこういうことで、3点目の今後の協議会ですか、地域雇用創造推進協議会というのを設立していくということであります。また、富良野広域経済活性化促進協議会ですか、ということなのでありますが、今後、この協議会の中で、どのような推進目標と内容を樹立していくのか、この点、お聞かせをいただければと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

商工観光室長高山和也君。

商工観光室長（高山和也君） 岡野議員の御質問にお答えいたします。

ただいまありました富良野広域経済活性化促進協議会、さらには、その中で地域雇用創造推進事業、いわゆる新パッケージ事業についての御質問かと存じます。

この関係につきましては、5月28日、協議会を結成いたしました。1市4町村、つまり富良野圏域の上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村の5市町村で、さらに、そこに属する商工関係者、観光協会、建設業協会等々、23団体で結成したものであります。

この中では、地域雇用創造事業、今、国で募集が開始されましたが、これは厚生労働省から提案されております地域提案型の事業でございます。これに現在、応募するべく事前申請を行っているところであります。

全国9道府県が雇用不況地域に認定され、その地域に対して新たな雇用を生み出す対策として、厚生労働省からこの事業が提案されました。

とにかく、この事業に提案いたしまして、まずは事業の採択になることが先決であります。現在、そういった面で、5市町村が連携して地域の特色を生かした雇用創造事業について今検討しているところでありますので、何とかこの事業の採択に向けて、まずは第一

歩を踏み出していききたいと、このように考えているところでございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

14番岡野孝則君。

14番（岡野孝則君） 広域の中での促進協議会、大変期待をいたすものであります。

それで最後になりましたが、雇用の富良野にはない企業誘致ということで御質問をさせていただきます。

今、現在、富良野においても、人口についても2万4千何がしという形の中で、いつときは、四、五年ぐらい前は2万6,000人以上いたのが、やはりこれは富良野には仕事がないということの中で、富良野から札幌、旭川、こういう都会の方に行かれる方というのは結構おられる。この実態がやはり2万5,000人になったのかなという気がします。

それで、富良野市の将来ということを考えてときに、やはり財政というものは非常に厳しいものがあります。やはりその中で、人口減ほど、その財政が厳しくなることもないし、そして町の活気が出ることもないと思います。

それで、市長として、今回質問させていただいたのが、やはり富良野市内にある企業とバッティングしない、例えば自動車関連だとか、こういうような製造業の誘致というのが、やはり一番雇用を促進する、そしてまた定着する、一番最大の近道でなかるかなという気がするのですが、その点について、市長のもう一度御答弁をいただければと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 岡野議員の再質問の中で、企業誘致ということでお話をいただきました。

現在、それぞれ北海道の状況を見てみますと、特に自動車産業、IT関係が主体となりまして、苫小牧に非常に進出をしてくていると、こういう状況がございます。それからも

う一つは、自動車産業の関係で、冬季の耐寒に耐えるテストコースということで、トヨタは土別市、日産が陸別というような形で現在ございますけれども、やはりそれは特色があるのです。冬季においての零下何十度が何日あるとか、そういう条件を満たさないところについては、なかなか企業誘致というのは難しいというのが現実な問題でございます。

特に富良野においては、何が企業誘致なのかということになると、やはり私は、観光関連の事業、もしくは農業のそういう生産物を加工するような、そういうものにやはり限定されていくのかなという感じはしないでもないです。

しかし、これはあくまでも企業誘致のことですから、先ほど御質問のあったとおり、努力をして見つけていくということを念頭に置かなければならないと考えていますし、当然、企業誘致することによって人口もふえてくるでしょうし、それに定着する方々も関連する事業もふえてくるということは事実であります。

しかし、全国1,800ぐらいの市町村がございます。北海道においても現在180ぐらいの市町村がある。それらは皆同じことを考えながらやっている状況でございますから、そういう状況を踏まえた中で、今御質問あったことをもう少しやはり絞った形の中で、適正なやはり富良野に合った、そういう企業誘致を私は進めていくべきでないかと、このように今考えているところで、最善の努力をこれからしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ）

議長（北猛俊君） 以上で、岡野孝則君の質問は終了いたしました。

次に、覚幸伸夫君の質問を行います。

11番覚幸伸夫君。

11番（覚幸伸夫君） - 登壇 -

さきに通告しました4件について質問させていただきます。

1点目、東西アクセス道路について質問します。

富良野都市形成の中で、富良野協会病院が駅裏に開業となり、駅前都市開発事業での地域交流施設「ふらっと」が営業され、現在、駅前周辺整備を予定しているところですが、駅前開発事業による市街地の活性化においては、東西アクセス道路の必要性は今後に求められます。

これは富良野駅構内を境にした東西の町を遮断した形となり、駅前市街地の活性化が損なわれ、車両及び人の流れ、交流に不便さが生じて、町の中心が分散され、駅裏に医療関係の利用が多く、人の流れが変わってきます。

この東西アクセス道路につきましては、さきの定例会にて、駅構内を平面交差、あるいは立体交差について質問しておりますが、富良野市は広域の中核でもあり、駅前開発事業が進み、今後は駅裏の開発事業を見据えて、駅周辺を発展させるべく実現に向けて、駅構内を交差するアクセス道路の相乗効果をぜひ考えていただきたい。

この東西アクセス道路について、1として、平面交差の進捗状況について。

2として、立体交差の可能性についての市の考え方を伺いたい。

次、2点目、森林整備にかかわる雇用について質問します。

富良野広域は森林に囲まれた農業の町であり、また、盆地で河川の整備が行われていますが、天災による洪水対策は十分ではありません。

森林整備においては、国の施策により営林局の統廃合が余儀なくされ、森が荒れ放題に来ているのが現状であります。

日本は、輸入材に頼っておりましたが、世界的伐採規制及び中国への輸入材の流れで減少傾向にあります。

このことによって、道産材の時代が注目され初め、今、道林業再生研究会でモデル地域を上川に想定され、事業計画を進める状況で

す。

森林整備と水土保全、さらには環境にも配慮しながら、10年もの、20年もの人工林を大切に育て、需要と供給のバランスをとって森林を守り、森林整備を促進することによって、地場産業の活性化を図り、雇用を拡大することを考えるときではないでしょうか。

また、バイオエタノール燃料としてチップ材を原料とした生産を実用化しているところでもあります。

こうした環境、林産物の需要、そして雇用につながることに市のお考えをお伺いいたします。

3点目、高齢者の住まいづくりについて質問します。

高齢化の社会での住居や施設については、民間活力での市街地内の建設を推進してはとの考えです。

協会病院の移転により、その近郊の人の流れは変化しております。商業に影響が出るのではないかと懸念しております。

地域のまちづくりは集客をしなければなりません。老人施設が郊外に分散しますと、家族が交通便で遠のき、入居された方も寂しがり、市街地であれば、日常生活の活動ができて、医療機関へのネットワークとタウンモビリティを活用して、残された人生を有意義に過ごせるのではないかと考える次第です。

他市では、市街地に年々多く老人施設が建設されてきており、コンパクトな町にすることが、高齢化社会での御老人にも市街地に参画してもらい、活性化をもたらしていただきたいと思っております。

高齢者の住居、住まいづくりを都市計画の中に推進させることを考えていただきたい。民間活力での市街地の建設について、市の考えをお伺いします。

4点目、火葬場の新設について質問します。

富良野市は広域の中核として、地域の町村との協議会の推進に向けて努力しておられる

ところですが、広域連合協議会を進めるに当たっては、以前に、共同施設は各町の間との話が合意に至らず、共同施設はできませんでした。実現可能な施設には積極的に進めなければ、目標達成は得られないと思います。

お互い必要としている施設では、火葬場の新設を近隣と推進していただきたい。

また、葬儀場が富良野市内に整い、その施設に利用されることが多くなってきておりますが、市内の火葬場も多いときは手狭の状況です。近隣においても火葬場が老朽化になってきているところもありますので、私は近々にも共同の火葬場を必要とします。

その協働意識が近隣と融和を図ることができ、お互い得策ではなかるうかと考えます。

この広域連合の中で火葬場の共同施設建設について、市長はどのような検討を持っておられるのか、考えをお伺いします。

以上です。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いいたします。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） - 登壇 -

覚幸議員の御質問にお答えをいたします。

1件目の東西アクセス道路についてであります。平面交差の進捗状況につきましては、中心市街地と駅東側を結ぶ道路網の形成は、錦町や住吉町、瑞穂町などの東部地区地域住民や協会病院移転による利用者の利便性の確保、さらに、中心市街地の商業基盤の活性化の視点からも必要と認識をしているところでございます。

平面交差につきましては、平成19年の3月、第1回定例会におきましてお答えをしておりますが、現在、JR北海道とは、現駅舎の利活用問題、さらにバリアフリー基本計画の整合性を含め、これら課題整理を優先的に協議を進めているところでございまして、これら整理ができた後に東西アクセス道路の課題解決に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、立体交差の可能性については、立体

交差を検討する場合、一般的に周辺の土地利用に大きな影響を与えるため、立体交差道路と周辺道路をどう接続するかの課題であります。通常は、本線と平行に走る副道として接続整備するため、道路敷地幅の確保は必要となります。

また、JR敷地の跨線橋につきましては、橋の勾配の関係で黄金通への接続が難しく、周辺の土地利用を大きく変える可能性があり、立体交差による交通体系を考える場合には、周辺への影響が少ないアンダーパス方式もあわせて考える必要性がありますが、いずれにいたしましても、用地の確保、交通体系、事業手法及び財源確保等の課題解決に時間を要するものと考えているところでございます。

2件目の森林整備の拡大についてお答えをいたします。

森林は、国土の保全、水源涵養、地球温暖化の防止、林産物の供給など、多面的な機能を有しています。

本市におきましても、森林に囲まれた肥沃な大地から豊富な農産物が生産されるとともに、山々に広がる原生林や民有林は美しい自然景観をつくり出しており、森林は基幹産業である農業と観光を支えているものであります。

しかし、林業を取り巻く環境は、海外からの木材の輸入、森林作業従事者の減少や高齢化、後継者不足など、依然として厳しい状況にあります。

道内におけるカラマツなどの人工林は、育成から利用の段階に達しており、これらの木材を使用した集成材や合板などのプレカット施設の整備や、木材を多く使った住宅分野での利用が進められるなど、林業についても今後につながる活性化の明るい兆しが見えてきたところでございます。

現在、本市におきましては、木材産業関係の製材業などで、10社で50数名が従業員として働いているところでございます。

また、民有林につきましては、富良野地区

森林組合において、造林や除間伐材など森林の保全のための管理作業が実施されているところでございます。

一方、平成19年度から実施されている道営農業農村整備事業、並びに平成21年度から実施されます国営農地再編整備事業での基盤整備における工事材料の暗渠材として、カラマツのチップ材の活用が予定されていると聞いています。

このように、地元の木材を地元で使う地材地消を積極的に進めることにより、森林の保全整備が図られ、関連する雇用の場が拡大し、地域経済の活性につながるものと考えているところでございます。

3件目の老人福祉施設、高齢者の住まいづくりについてお答えをいたします。

高齢化社会が進む中であって、本市におきましてもひとり暮らしの高齢者、夫婦世帯、要保護高齢者が着実に増加しており、住みなれた地域で安心して暮らすことのできる住まいは重要な課題と認識をしております。

現在、老人福祉法に基づく老人福祉施設は、特別養護老人ホームが1カ所、養護老人ホームが1カ所、デイサービスセンターが3カ所、老人福祉センター1カ所であり、住まいとなり得る施設は特別養護老人ホーム100名、養護老人ホーム100名、介護保険法に基づく認知症グループホーム45名がその役割を担っているところでございます。

国の高齢者住宅施策として、生活支援ハウス、ケアハウス、有料老人ホーム、グループホーム、シルバーハウジング、高齢者優良賃貸住宅、コレクティブハウジングなど、多様な住宅供給メニューがございますが、全国的な動きとして近年、建設場所が郊外型から、医療、趣味、交通手段、娯楽等の観点から利便性の高い市街地に建設されてきている実情でございます。

現状、市といたしましても、老人福祉法等に基づく建設整備の計画は現在ございません。民間事業者におきましても、高齢者住宅等の建設の予定はございませんが、市街地に

おける高齢者の住まいづくり、高齢者福祉施設づくりは、相互扶助や生きがい、地域コミュニティなどが包含された施設として、また、地域の活性化や地域振興策として必要であると認識をしておりますので、今後の課題として受けとめてまいりたいと存じます。

4 件目の火葬場の新設についてお答えをいたします。

1 点目の火葬場の共同施設建設につきましては、広域連合の中でどのような検討をしているかという御質問でございますけれども、本年 1 月に富良野広域連合準備委員会が設置されまして、火葬場に関しましては、2 月から火葬場専門部会の中で、各市町村の火葬場の現状分析、広域での必要性の確認、施設建設や管理運営の費用対効果の検証などを行ってきている状況でございます。

現在の広域 5 市町村の火葬場につきましては、市町村により状況は異なりますが、老朽化が進み改築等が必要となっている施設もあり、また、維持管理経費も増加傾向にあり、一市町村での設置では、使用頻度に比べ財政的負担が大きく、広域連合による設置や管理運営の可能性について、火葬場専門部会において現在まで 4 回の会議を開催し、検討を行ってきておりますが、現有施設の改修を終え、10 年以上使用できる火葬場も多く、広域連合での共同施設建設につきましては、引き続き検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、火葬場の共同施設建設について、私としてはどう考えているかとの御質問でございますけれども、ただいまお答えいたしましたとおり、現在、広域連合準備委員会において検討中でありますので、広域 5 市町村全体の意見をまとめた部会の報告を尊重しながら、委員会の中で総合的に判断をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（北猛俊君） 再質問ございますか。

ここで、10 分間休憩いたします。

午後 2 時 21 分 休憩

午後 2 時 29 分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

覚幸伸夫君の再質問を行います。

11 番覚幸伸夫君。

11 番（覚幸伸夫君） 東西アクセス道路につきましては、以前、駅舎の橋上化という話が、これが要するに進まなかったという部分なのですけれども、本当はこれ、高架、駅のやっぱり橋上化、これが一番いい方法なのですけれども、現在、他市では、500 億円を投じてやっているところなのですけれども、いずれにしてもこれ、今後、ネットワークとかモビリティの関係で、やっぱりどうしても必要ではなからうかと僕は思っているのですけれども、いずれにしてもこれは時間がかかるのですけれども、国が大型事業の直轄事業で、やっぱり地域のまちづくりを相当おくらせているという、これは他市がそうだったのです。1,000 億円のダムを先行させて、要するに駅前をおくらせたという、これも直轄事業で高規格道路なのですけれども。

ただ、今、国交省の方で広域道路網というのが、次期総合計画作成に議論されているところで、これが僕は格差社会の是正かなと思っているのですけれども、こういう広域道路のネットワーク、この辺がやはり、市内でいくと東 3 線道路だとか、それから東 4 線道路、これとつなげてとか、こういうのはやっぱり国でやってもらわなければならないという、市の財政をなるべく出資しないような形で、そういった考えちょっと持っているのですけれども、いずれにしても、今のバリアフリーの基本計画が要するに、これが先に進んで優先的だと。それからという話なのですけれども、実際、立体交差においては、アンダーかオーバーかということで、時間が相当かかるのと、道路というのが、要するにそういう住宅街というのですか、そういう商店街

もやっぱりちょっと移転とか、そういった部分があるので、なかなかちょっと時間がかかるのですけれども。

いずれにしても、この平面交差というのは、今の時代ではちょっとあり得ない話であって、やはり高架、駅の橋上化、あるいは要するにアンダーパスかオーバーかというような考えになってくると思うのですけれども、その辺、ちょっと先の話になりますけれども、建設水道部長にいろいろお伺いしたいのですけれども、よろしくをお願いします。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 覚幸議員の再質問の東西アクセス道路についてでございますけれども、関連しまして、建設水道部長からお答えをさせていただきます。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長（里博美君） 覚幸議員の御質問にお答えいたします。

一応、平面交差等については、JR側等を含めてバリアフリー化は優先で、それを解決次第、課題として取り組んでいきたいという部分の中、立体交差につきまして、またはアンダーパスにつきましては、基本的に交通の安全上、あるいは道路の構造上から、道路の勾配というのが6%以内で作り上げなければならないということになりますと、今想定されるのは、朝日通から市役所の方に向かって約150メートルの地点から掘り下げ、あるいは盛り上げていかなければならないというのが大きな課題として1点ございます。

それから、もう1点は、現道の朝日通が使われています。これについて、朝日通の方面に右折、左折する道路も確保しなければならないというのが2点ございます。

それから、今度は黄金道路の方に向かって跨線橋が整理される段階で、実態で調べますと約150メートル先に行くということにな

ると、黄金道路にもタッチができないということになると、これは錦町の余剰にタッチせざるを得ないだろうという部分がございます。こういう部分の中、どう用地を確保するのかというのが1点ございます。

それから、基本的に道路の構造上も含めて、障害物がかなり今現行で住宅も会社も建ててございますので、これをどう移転させるのかという部分が2点ございます。

それからもう1点は、大きな問題は、これをどういう事業で、手法で取り入れるのかと。これは今先ほど言った国交省の絡みもございまして、そのときは都市計画の決定の変更を受けなければならない。国の事業をいただくのであれば、そういう形をとらざるを得ないというのがあります。

それから財源確保、これ100%国が直轄でやっていただけるのだったら助かるのですが、基本的に何ほかの応分の負担は市町村がやらなければならないと。

こういう4点ぐらいの課題が今残ってございます。これを精査できれば、今までのこの部分の課題が整理できれば、検討してまいらなければならないというぐあいに考えてございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

11番覚幸伸夫君。

11番（覚幸伸夫君） これは僕はやっぱり市街地の活性化を推進するというところで、東西アクセス道路、どうしても必要なと思いますので、今後いろいろ考えまして、再度また質問させていただきますので、よろしくをお願いします。

1点目、これで終わります。

2点目、森林整備についてですが、森林整備の効果は、洪水、環境、産業の発展と、数多く40年前の木材の全盛時代が今ちょっと思い浮かぶのですけれども、これはやはり、各管轄がありまして、今ちょっといろいろな問題があるのですけれども、私は地場産業の発展と雇用をいま一度考えて、これを地域間

で推進していただきたいと、このように思っています。

2番の森林整備については、これは先ほどの市長の答弁でよろしいです。

3点目、福祉施設なのですけれども、高齢化社会が進む中、御老人の市街地の参加は少子高齢化時代に必要と思われま

す。また、医療機会のネットワーク、それからモビリティを推進して、またタウンモビリティについて、御老人が自立して生活、市街で活躍されてはと考えるところなのですが、このタウンモビリティというのは、要するに町で買い物ができるとか、スクーターだとか、それから車いす、この辺のところを言っているのですけれども、今後、市としてどのようにされていくのか、ちょっとその辺のところをお伺いしたいです。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 覚幸議員の3件目の関係でございますけれども、保健福祉部長からお答えをさせていただきます。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

保健福祉部長高野知一君。

保健福祉部長（高野知一君） 覚幸議員の質問にお答えをいたします。

御質問の中でも老人福祉施設、とりわけ高齢者の住宅については、町に集約をしてということでございますので、そういった趣旨については、先ほど答弁した中にあるかなと思います。

したがって、それぞれいろいろな施設づくりが考えられますので、そういった中では、当然、高齢者が自立して生活をするという状況の中では、今言った車いすの問題であるとか段差のないものにしていただくか、いろいろなものが入ってくるかと思っておりますので、そういった総合的なものも含めての施設づくりは重要かなと思います。

あわせて、一つの施設だけでなく、近年も複合施設ということで、高齢者、それ

から乳幼児等々の関連した形の中でつくられている形態もございます。

したがって、今後そういった事案、あるいは建設動向が出てくれば、私どももそういったたぐいの中でのお願いをするという立場になろうかなと思います。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

11番覚幸伸夫君。

11番（覚幸伸夫君） 4点目の共同施設、これについてちょっとお伺いしたいのですけれども。

広域連合の中で共同施設はむだなく、各市町村も財政難というのですかね、厳しい状況なので、むだなく機能が発揮できるものをやっぱり共同施設でという考えなのですけれども、ただ、いろいろな広域連合といっても、ほかの問題もいろいろございまして、なかなか進んでいかないというのが現状でして、とりあえずは、以前やっぱり上富と中富で共同の火葬場とそれから消防との話があったのですけれども、これはちょっと話が進まなかったという部分がありまして、今後、それが果たして、うまく進んでいくのかなという、お互い合併はしないよという考え持っておられる人もおりまして、これを進めるにはやはりそういった共同施設をまず先行させていくのが、やはり広域連合、それから合併先、この辺が進めていける条件かなと思っておりますけれども、その辺のところちょっとお伺いしたいのですけれども。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 覚幸議員の4件目の火葬場についての再質問にお答えを申し上げます。

先ほど御答弁申し上げましたのですけれども、ことしの4月から、広域連合で1市3町1村が進んでまいる準備会が設立されました。ことし1年かけまして、そのうちの八つ検討事項ということになっておりまして、その一つが火葬場の共同建設ということに至っ

ているわけでございますけれども、今、御質問を受けました火葬場の建設につきましては、1市3町1村の中でそれぞれ経過年数が異なりますけれども、それぞれ何らかの形で皆さんそれぞれの市町村で火葬場を現在持っているというのが実態でございます。古いのもあれば新しいの也有ると、こういう現況でございますから、私は、今御質問を受けた中身については、富良野市としての意向を今この議会でお答えするという事は、それぞれ連合で部会を設けて報告制度になって、それをまとめて沿線の首長会議で最終判断していくと、こういうスケジュール、段取りになっておりますので、現在はそういう部会の中で検討をされて、そして報告が8月、9月ぐらいに中間報告として出てくるのかなと、こんな感じがいたしているわけでございまして、その中でそれぞれの首長のまとめができるのかなと、こういう感じがいたしておりますので、今回の火葬場の新設については、そういう意向を踏まえて今、検討されていると御理解を賜りたいと存じます。

また、連合の中身でちょっとお触れになっていましたけれども、私も覚幸さんの御意見には賛同しているわけでございまして、当然、連合が進む状況においては、将来展望については、市町村合併というようなことが考えられる状況になってくるだろうと推測をいたしております。

しかし、それぞれの自治体というのは、お互いに尊重し合うものですから、そういう状況がそれぞれの住民間で盛り上がり、そういう状況ができた時点でやはりもう一歩進んだ形のものにつくり上げていく状況が、必ずそういう状況が出てくる可能性があるのではないかと、このように今考えているところでございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

11番覚幸伸夫君。

11番（覚幸伸夫君） 近隣でも、やはり火葬場が欲しいなという意見も、老朽化している原因もありまして、その辺、共同でつく

れるものなら、やはり進めた方がよろしいのではないかなという、そういう考えを持っておりますので、今後ともよろしく願います。

以上で終わります。

議長（北猛俊君） 以上で、覚幸伸夫君の質問は終了いたしました。

次に、広瀬寛人君の質問を行います。

3番広瀬寛人君。

3番（広瀬寛人君） - 登壇 -

通告に従いまして、順次、質問をさせていただきます。

まず、夏期観光シーズンの駅前対策についてお聞きいたします。

本市では、年間の観光入り込み数が200万人を超える北海道を代表する観光都市となっております。

スキー客を中心とする冬期観光が主流であった時期から、ラベンダー観光を基軸とする夏期観光客が冬期観光入り込み数を上回る状況となってまいりました。

大型バスによるスキー場周辺の宿泊施設へ直接向かう冬期型の入り込み方法とは違い、夏期観光シーズンは、地元の情報収集や案内を求めて、町の顔である駅周辺に多くの方が集まります。

昨年5月から11月までの駅横観光案内施設及び駅前の観光協会に訪れた観光客数は、10万2,447名と報告されております。

このように、例年、交通量が急激に増して、通常の走行に支障を来したり、歩行者の安全や駅利用者にも不便を強いる状況が確認されております。

本年、JR富良野駅前広場工事による通行規制が、平成19年5月1日から19年12月20日まで行われています。

この規制に関する案内文書として、本年4月13日付でA4判の用紙に、市民並びにJR富良野駅御利用の皆様あての一般車両進入禁止の通行規制をお知らせする回覧文書が発行されました。

また、広報ふらの5月号の20ページに

も、わずかなスペースを割いて車両進入禁止をお知らせする案内が掲載されました。

私がまず疑問に感じましたのは、5月1日からの交通規制に関するお知らせであれば、全戸配布される広報ふらのの少なくとも4月号には、誌面を大きくとって御案内と協力を呼びかけるべきではなかったかと思えます。

事実、市内在住の方が5月1日以降に、通常どおりに駅構内へ車両で進入しようとして、バリケードによる規制の前で慌ててUターンをするなど、交通安全の視点から見ても危険度の高い作業を強いられている場面が散見されております。

これはまさに、情報の提供時期と周知期間を誤ったものと言わざるを得ません。

また、朝日通が相生通東4条へつながりましたが、以前まで丁字路交差点であったものを十字路としているため、工事完了までの暫定措置ではありましようが、歩道から朝日通を横切る道路が連続した状態でアスファルト舗装がされており、子供さんを初め、交通弱者には大変危険な状況となっております。

駅周辺の商店街の方々や駅を利用される方々から、既に不明確な案内による混乱が多数聞かれております。

さきに触れた、多くの観光客が駅周辺に訪れる前に早急な対策が必要と思われまます。

そこで、五つの視点から質問をさせていただきます。

一つ、高齢者や乳児、幼児、障がい児など、交通弱者の方々を駅前などで送迎する場合や、夜の時間に富良野駅に到着する子供さんをお迎えに来る車両など、駅乗降を最優先しなければならない方々への対応策はどのようにお考えになっているか。

2点目、駅横観光案内所を利用して情報収集や案内をしてもらおうとする観光客の車両の駐停車場所はどのように考えられているのか。

3点目、駅周辺を回遊して町中を散策しようとする方々への駐車場案内はどのようにするのか。

4点目、東4条通交差点が工事完了するまでの間、どのような安全対策を施すのか。

5点目、公の施設周辺には、原則として一番利便性のある場所に障がい者用の駐車スペースが設けられていますが、工事期間中はどのような対策をしていくのか、以上、五つ質問をいたします。

次に、バランスシート改革について質問をいたします。

本年5月2日付の日本経済新聞の一面には、平成17年度の地方公営企業で実質債務超過に陥っている事業が72あり、自治体の財政を圧迫しているという報道がありました。

夕張市の財政破綻が取り上げられたときにも問題になりました一般会計以外の公営事業や第三セクターとの不透明な会計処理が、問題の発覚をおくらせたとの指摘も記憶に新しいところであります。

そこで、今後の対応策として、平成20年度から連結ベースで自治体の健全性を評価し、早期の再生を促す再建制度が始まる予定とされております。

当市では、平成12年度から総務省が作成、指導している方式でのバランスシートを作成しております。

昨年5月に総務省の新地方公会計制度研究会がまとめた報告書による最新の手法の方が、バランスシート、行政コスト計算書の精度が高いとされ、人口3万人以上の自治体には、平成20年度の決算から適用を求めています。

本市では、財政健全化計画策定にも取り組まれると表明されておりますので、ぜひ、早期の取り組みが望まれるところであります。

また、公営企業会計では、設備の建設や改良のために発行した地方債や借入金を借入資本金と呼び、資本の部に含める独特の会計処理を行っております。

しかし、公営企業会計制度に関する実務研究会からは、借金を資本金とみなすのはおかしいとの指摘を受けており、資本金合計から

借入資本金を除いたものを実質資本として、実質債務超過の定義としております。

借入資本金返済では、一定割合を一般会計で負担することになっておりますので、資本とみなしても問題ないとの見方もあります。一般会計からの負担であって成立するものであればなおのこと、連結決算によって実情が把握しやすいようにしなければならないと思います。

富良野市の平成17年度下水道会計を例にとるなら、4億5,000万円を超える額が公債費返済に充てられておりますが、元金としては2億5,000万円、利子として2億円がその内訳であります。

その歳出を賄う歳入としては、一般会計から2億8,000万円弱の繰り入れと、2億円強の市債が大きな原資となっております。

平成17年度の当市の6特別会計には、1億5,000万円強が一般会計から繰り出されております。

第三セクターへの貸付金も重要な要素であり、富良野市財政の全体像を把握するためには、連結方式のバランスシート作成が急務と考えます。

そこで、2点質問をいたします。

一つ、富良野市では、現行方式より精度が高いとされる報告書方式への移行、または独自方式の導入を検討されているのか、検討されているとしたら、導入時期をお聞かせいただきたいと思っております。

二つ目、普通会計のみならず、公営事業会計、公社、第三セクターまで対象範囲を広げた連結バランスシートの導入予定はおありでしょうか。導入予定があれば、時期をお聞かせいただきたいと思っております。

以上をもって、第1回目の質問といたします。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） - 登壇 -

広瀬議員の御質問にお答えをいたします。

1件目の夏期観光シーズンの駅前対策につきましての駅前広場の工事期間中の車両誘導対策についてでございますが、御質問の駅前乗降を目的とする方への対応につきましては、市民や観光客の安全確保から、駅インフォメーションセンター、個人店舗などへの誘導看板や誘導路の確保を行ってまいります。

次に、観光案内所を利用目的とする方への駐停車場所につきましては、工事工程や施工計画により場所は変動いたしますが、可能な限り、臨時駐車場を確保してまいります。

次に、駅周辺回遊のため駐車場を探す方への案内につきましては、周辺に4カ所、103台の駐車場を利用することが可能でございますので、案内看板により誘導をしてみたいと考えております。

次に、東4条通交差点の安全対策につきましては、朝日通は工事期間中のことから、公安委員会として仮横断歩道の設置においては、信号機の設置が必要との見解から、工事上での仮信号機及び横断歩道表示は困難でございます。

このようなことから、交通安全対策として4条通交差点に仮設の一たん停止表示、交差点の手前及び一定の区間に減速注意喚起の標識の設置により、安全確保を保ってまいります。

次に、障がい者用の駐車スペース対策につきましては、工事期間中の障がい者用駐車場の確保は、車両誘導及び駅等への人的誘導面からの安全確保が難しい状況にあり、駅前北公園等の駐車場を御利用いただくことといたしております。

駅前広場工事につきましては、旭川土木現業所において5月29日に契約が締結されました。最終、12月20日完了予定ですが、単年度事業完了による予算措置から、工事工程や施工性からも夏場観光期を含めた通年工事となりますが、市民や観光客の利便性と安全確保に今後努めて工事施工を行ってまいります。

2件目のバランスシート改革についてお答えをいたします。

現行の公会計制度は、現金主義である単式簿記で処理されており、一会計機関の現金の出入りはわかっても、地方自治体が保有している資産の状況や正確なコストの把握が不明確であることから、財務から見た行政活動を明確にし、住民への説明責任を果たすための手法として、発生主義による企業会計的手法による財政分析の導入が求められてまいりました。

本市におきましては、総務省が平成12年及び13年に公表いたしました地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書に基づく、いわゆる総務省方式による普通会計のバランスシートを平成11年度決算より作成をしてきたところでございます。

総務省方式のバランスシートにつきましては、地方公共団体が普通会計の財政状況をわかりやすく公表するための手法として、小規模な地方公共団体でも比較的容易にバランスシートの作成に取り組むことができるように、従前より作成している決算統計データを基礎数値として作成したものでございます。

しかし、日ごろから民間での企業会計などを取り扱う市民の視点からすると、資産などの基礎数字も簡便で精度が低く、財政状況を把握し判断する上からも、より詳しくわかりやすいバランスシートの作成を求める意見も伺っているところでございます。

御質問の報告書方式は、新地方公会計制度研究会報告書として、平成18年5月に総務省より発表されたものでありますが、その制度整備の目的は、地方分権の進展に伴い、これまで以上に自由で、かつ責任ある地域経営が地方自治体に求められる中で、内部管理強化等、外部へのわかりやすい財務情報の開示が不可欠となっており、地方公共団体の財政運営における資産、債務の適正な管理、世代間負担の公平、費用管理など、決算情報の予算編成への活用、財務情報のわかりやすい開示などを推進するため、地方公共団体の財務

処理のモデルとして貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を標準型として提案されたものでございます。

この報告書を受け、総務省が平成18年8月に発表した地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針、いわゆる地方改革新指針においては、地方公会計改革を掲げ、人口3万人未満の都市については、5年後までに財務処理のモデルである4表の整備、または4表の作成に必要な情報の開示が目標として示されたところでございます。

本市といたしましても、報告書に示された発生主義を活用した複式簿記の考え方を導入した基準モデルに財務処理の必要性については十分に認識いたすところでございますが、報告書においても記載されておりますとおり、新たな公会計制度の導入の促進には、専門的知識や事務処理負担を要する資産評価方法など諸課題から、当面は同報告書に示された地方公共団体財務処理作成に係る総務省方式改訂モデルによるバランスシートなどの財務処理4表の作成に向けた検討を進め、公表を目指すとともに、将来的には基準モデルによる財務処理が作成できるよう検討していくことが必要であるとの認識をいたしているところでございます。

次に、公営企業会計、公社、第三セクターまで対象範囲を広げた連結バランスシートの導入でありますが、現在、本市では、普通会計のみを対象としたバランスシートの作成にとどまっておりますが、平成18年8月に公表された全国市町村1,843団体における平成16年度版バランスシートの作成状況では、普通会計のみを対象として作成した団体が970団体、52.6%に達しておりますが、特別会計等を含んだ団体全体のバランスシートでは174団体、9.4%、さらに地方公社、第三セクターを含めた連結バランスシートでは76団体と、全体のわずか4.1%の作成にとどまっている状況にあり、道内市町村では180市町村中、普通会計バラ

ンスシートの作成が69団体、38.3%と、全会計のバランスシート作成が7団体、3.9%、第三セクター等も含めた連結バランスシートの作成が4団体、2.2%のみであり、そのほとんどは総務省方式による作成となっているところでございます。

連結バランスシートについては、本来、市全体の財政状況を把握し、判断する上で有効な資料であります。その作成には専門的な知識も必要とされることから、当面は、市の会計に限定した市会計全体での連結バランスシートの作成に向け、研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

議長（北猛俊君） 再質問ございますか。

3番広瀬寛人君。

3番（広瀬寛人君） ただいまの御答弁で、1点目の駅前広場についての誘導看板の設置、誘導路の確保ということで御答弁をいただきまして、大変ありがたいことではございますが、昨日、一昨日と6月に入っての観光シーズン、初期の土日の駅前状況を私も確認してまいりましたが、観光客、レンタカーのお客様が、やはりなかなか道路掲示板をきちっと認識することができずに、駅前に入る道筋がわからなかったり、駐車場等がわからないような状況で、別の地域の方に食事も含めて情報を求めて場所を変えているという状況を確認させていただいております。

そのような中で、駅前広場工事、他市でどのような取り組みを行っているか多少調べてみましたが、岐阜県の瑞浪市では、駅前広場工事に関しては、完成図とともに交通規制の図面、そして駐車場の案内、供用時間、可能な車両の形態まで、これを広報誌とホームページに掲載をして、利用者に案内をしているという取り組みをされておりました。

そんな他市の取り組みを参考にすると、富良野市、これから7月に向かってのトップシーズンに当たっては、この誘導看板、誘導路確保のみならず、そのような適宜できる範囲の情報提供が考えられると思いますが、そ

の辺の御検討についてはいかがでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 広瀬議員の再質問にお答えをさせていただきたいと存じます。

6月に入ってから観光客が多くなって、駅前にそれぞれ集まってこられる状況をつぶさに見ての御発言で、私も今お話を聞いた範囲の中で、工事中ですから、できるだけ市民を含めた観光客の皆さん方には、わかるような指示図というか、看板的なもの、あるいは図面を通してわかりやすい状況づくりのものを早急につくっておく必要性があるのかなと、こんな感じが今御質問を聞いて判断をいたしましたところでございまして、今後そういう動向を見きわめながら、ただいま前段で申し上げました看板の作成等も考えていきたいと、このように考えているところでございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

3番広瀬寛人君。

3番（広瀬寛人君） もう1点、今、市長の御答弁で、そのような対応策、可能なものを検討したいというお話をいただきましたので、もう1点なのですが、観光協会が発行する富良野マップというもの、非常に観光客の方がこれを頼りにということで、観光案内所にこれを求めてまいるようなケースが多く報告をされておりますが、こちらについては、市内のコンビニエンスストアですとかガソリンスタンド、こういったところでも観光シーズンに配布しておりまして、そういった施設に富良野市が協力をお願いして、駅前の規制はどのようになっているか、現時点ではこういう方面から道路入ってもらいたいというような情報をあらかじめ発信する考え方もとれるのではないかと思います。

また、富良野市では、コミュニティーFM「ラジオふらの」との契約もございまして、ちょうど早朝の時間でございまして、観光客の皆さんが施設、宿泊施設等から車両に乗りかえる時間等にも重なりますので、そういった現在富良野市が持っている情報発信のあら

ゆる手段を使って、駅前周辺の交通規制状況について若干でもお知らせをしておく、突然駅前に来て交通規制になっているということで、その対応に苦慮することが少しでも軽減されるのではないかと考えておりますので、そのあたりの各施設、それから団体等へ、この交通規制の情報をともに発信してもらおうという考え方が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 広瀬議員の再質問にお答えいたしますけれども、私は、広瀬議員のそのとおりだと思います。私もそれぞれ観光協会の観光マップなり、あるいは、御指摘いただきましたFMふらの、これらの媒体といたしまして、できるだけ不便のかからないような状況づくりを早急にやってまいりたいと、このように考えているところでございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

3番広瀬寛人君。

3番（広瀬寛人君） 次に、駅前広場の4点目で質問させていただきました東4条通の交差点の安全対策でございますが、仮設の一時停止標識、それから減速注意喚起の標識の設置をいただくということで、大変ありがたいと思いますが、私の冒頭の質問の中にございましたように、ちょうど4条の交差点の部分が、アスファルトで歩道から一連で道路、また次の歩道までということで段差を、勾配だけになって連続して舗装されております。これは視覚障がい者の方に対すると、要は、本来であれば交差点の前で点字ブロック等で次に交差点があるということが認識できませんが、視覚障がい者の方にはこれが一連のアスファルトでの舗装であればわからない状況になりますので、ぜひ、この点も、標識だとか注意喚起にあわせて取り組みが必要かと考えておりますが、市の見解をお聞かせいただければと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

中心街整備推進室長細川一美君。

中心街整備推進室長（細川一美君） 広瀬議員の質問にお答えいたします。

東4条の交差点につきましては、先ほど答弁をさせていただいている5月1日からの交通規制という状況で、現段階の舗装面については、黒舗装となっております。あくまでも工事が完成期になっていないということで、簡易の部分での舗装ということで、この点、点字ブロック等の施しはしてございませんけれども、現段階でブロックをそこに敷くということは、今の段階では土現との絡みがございますので、私どもとしましては、できるだけその部分について、こういった方法があるかについても改めてまた検討を加えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

3番広瀬寛人君。

3番（広瀬寛人君） ただいまの点は、了解をいたしました。

次に、5点目の障がい者用の駐車スペース対策につきましては、駅東側ということで、協会病院側の駐車場を利用いただきたいということで考えているという御答弁をいただきました。これは、この内容で理解をするところでございますが、いわゆる障がい者団体等、個人含めて団体に、この情報を今現時点で富良野市として御案内をされているのか。それとも、今後、この工事期間中に障がい者用の駐車スペースについては駅裏側の方に確保しているということをお案内申し上げる予定でいるのか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

中心街整備推進室長細川一美君。

中心街整備推進室長（細川一美君） 広瀬議員の障がい者等の駐車場につきまして、私ども答弁の方では、協会病院側の駅東側では

なくて、駅北公園、噴水のあるところの北公園の駐車場と答弁させていただいたと思います。

そういった中におきまして、障がい者団体等への連絡はという部分については、私どもの方も、その部分については土木現業所の部分ということもございますので、これから土現とも十分調整をしながら、御利用者の皆様に御不便のかからない形をとっていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

3番広瀬寛人君。

3番（広瀬寛人君） 次に、バランスシート改革についての質問に移らせていただきます。

御答弁いただいた中では、その必要性、そして有効性、ともに理解しているところであるが、この方式への移行については、人的なもの、それから時間的なエネルギー、専門的な知識等の多くの負担ということで、前向きに検討はするが、現時点ですぐの導入ではないということで御回答をいただいたと認識しております。

ただ、御答弁いただいた趣旨は理解するところでございますが、平成17年度のバランスシートの作成は、754市区の間で78%が総務省方式をとっておりますが、このような研究会の発表を受けて、平成18年度のバランスシートのあり方については、総務省方式が509市、67.5%と減って、そのかわりに報告書方式を検討したいという市が132市、17.5%、そして、報告書方式の導入を決定しているのが25市、3.3%というふうになっております。

私の冒頭の質問の中にもございましたが、富良野市でも財政健全化計画を立てていくということで表明をいただいております。これは、もともと健全化の計画を立てるに当たっては、現状がどんな状況であるのか、これを正確に把握をしないと、その現状分析したものに對して改善策を上積みしていくわけで、

この現状分析をする土台の分析の仕方があやふやであると、せっかく立てた健全化計画そのものが数字のぶれがあったり、そこがあったりということが考えられますので、ぜひ、答弁いただいた人的な部分だとか多くの諸問題はありますが、これは健全化計画とともに、考え方としては前向きに取り組むという考え方が必要ではないかと思っておりますので、時期をいつからということでは求めませんが、なお一層、前倒しをして取り組む必要があると認識をしておりますので、見解をお聞かせいただきたいと思っております。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） 広瀬議員の御質問にお答えを申し上げます。

広瀬議員が今おっしゃられました研究会の報告方式ということでございますが、この新地方公会計制度研究会報告書は、先ほど答弁でもさせていいただきましたように、平成18年5月に出されてございます。

この内容といたしましては、70ページにわたる報告書になっています。そのうち、様式についても29ページということで、総体では79ページという形になっているところでございます。

この方式の中で、総務省方式の現在の欠点等についても議論をされて、報告書に述べられてございます。その中で、総務省方式について、欠点の部分についても改訂というモデルが出されてございまして、そのモデルについて、こういう形にすると見やすくなるし、本来的な基本的な報告書方式に近づきますよという部分で、弱い点を補強していると、補充しているといえますかね、いう形になっていると認識をございまして、先ほど答弁させていただきましたように、総務省方式の改訂という形でモデルを利用させていただいて、まず進めさせていただいて、その後、報告書方式の総体的なものに向けていきたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

3番広瀬寛人君。

3番（広瀬寛人君） 最後に、連結バランスシートについての質問をさせていただきます。

御答弁いただいた中で、確かに北海道内、もしくは小さな市町村を見るときに、まだまだこの取り組みについては、遅々として進んでいないということがこのデータでもうかがえるところと私も認識をしております。

しかしながら、先ほどの報告書方式と同様なのですが、18年度の決算をこの連結方式にして発表していきたいという検討を表明している市として、314市が上げられており、41.7%まで上がってきているという実態。

それから、富良野市におきましても、前回の議会でもゴルフ公社等への貸し付け等、貸付金についての相互の相関図、これを市民に明らかにしていかなければならないと私は感じておりますので、早期の連結バランスシートの導入が必要かと思っておりますので、見解をお聞かせいただきたいと思えます。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） 広瀬議員の再質問にお答えをしたいと存じます。

先ほど答弁させていただきましたように、市の会計に限定した市全体、特別会計含んだ部分という形で答弁をさせていただいてございます。これをまず進めさせていただきたいと存じます。

この報告書、報告書をまず18年5月に受けて、その後、18年の8月、地方行革新指針が総務省から出されてございます。この中に、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースで公会計の整備を推進という書き方がされてございます。広瀬議員が心配されたように、早い時点でそれを見つける、そういう手法が必要だろうと理解をしております。

その後、現在、平成19年の中に入りまして、先ほどちょっと触れたかと思いますが、再生法ですか、というのが出されます。正式には地方公共団体の財政の健全化に関する法律ということでございますが、この中にも再建の部分が出てございまして、今後、事前に把握ができる、すぐわかる方法ということで、実質赤字比率、それから、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率ということで、公営企業等まで含んだ形で見える状況、比率としてあらわすという方法が出てございます。

そういうことからして、事前に市の財政状況を把握するのは容易になってくるのかなと思っておりますが、先ほど答弁させていただきましたように、地方行革新指針にうたわれておりますように、整備を推進すべきということがございますので、整備を推進する方向でいきたいと存じます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ）

議長（北猛俊君） 以上で、広瀬寛人君の質問は終了いたしました。

散 会 宣 告

議長（北猛俊君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明12日の議事日程は、お手元に御配付のとおり、佐々木優君外3名の諸君の一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 3時28分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成19年6月11日

議 長 北 猛 俊

署名議員 宮 田 均

署名議員 東 海 林 剛